

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第3次環境基本計画 2021年度（令和3年度）年次報告書
(2020年度（令和2年度）事業報告)



「駒ヶ根市の環境」は、令和元年度の本市の環境の状況や「駒ヶ根市第3次環境基本計画」に掲げた目標についての施策の取組状況を年次報告書として取りまとめ、公表するものです。

2022年（令和4年）3月
駒ヶ根市 民生部 生活環境課

【目 次】

I 駒ヶ根市第3次環境基本計画の概要及び目標値一覧	1
II 駒ヶ根市第3次環境基本計画に基づく取組	5
II-1 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち	5
● ごみの減量化・資源化	
● 家庭用生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の補助件数	
● レジ袋の削減～買い物袋持参運動～	
● 不法投棄の新規発見件数	
● 公害苦情受付件数	
● 水洗化率	
● 十二天池排水溝付近のCOD年平均値	
II-2 地球温暖化防止に貢献するまち	10
● 再生可能エネルギーによる電力自給率	
● 太陽光発電導入状況	
● 小水力発電の開発	
● 家庭へのペレットストーブの普及	
II-3 人と自然のつながりを大切にするまち	12
● 外来生物駆除活動	
● えがおポイント	
● 子どもたちが行う環境活動数	
● 親子ふれあい講座	
● 屋外広告物改善事業	
● 森林整備	
● 空き家対策	
● 鳥獣被害対策	
III 駒ヶ根市の環境の現況	16
III-1 廃棄物・リサイクル	16
● ごみの減量化・資源化	
III-2 大気環境	18
● 大気の状況	
● 交通騒音の状況	
III-3 水環境	22
● 河川等の水質状況	

III-4	自然環境	28
●	土地利用状況		
●	気象状況		
●	長野県内の酸性雨の状況		
IV	環境指標の評価（目標達成進捗況）	30
V	資料 駒ヶ根市環境保全条例	33

I 駒ヶ根市第3次環境基本計画の概要

● 計画策定の背景及び目的

駒ヶ根市は、「駒ヶ根市民憲章」、「駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例」及び「駒ヶ根市環境保全条例」の基本的認識・基本理念に基づき、第1次環境基本計画を平成9年3月に策定し、推進してきました。

しかしその後、当市を取り巻く環境保全の課題や問題も、ごみの有料化と減量・資源化、外来生物問題、希少生物の保全、酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化防止対策など多種多様化し、これらに対応すべく、平成20年6月に第2次環境基本計画を策定、目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、その実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組み、一定の成果を得ました。

一方で、環境に関する計画には、これまでの取組により得られた成果を維持しながら、より良い環境を実現していくために、粘り強く取組を継続していくことが求められます。そのためにも、環境に関する施策に、網羅的に取り組んでいく必要があります。

第3次環境基本計画は、当市の豊かな環境を保全し、将来の世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるよう、望ましい「将来像」の実現に向けて、市民・事業者・市などあらゆる立場の人々が連携して具体的な行動を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

● 計画の位置づけ

本計画は、駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例及び駒ヶ根市環境保全条例の規定に基づき策定したもので、自然にやさしいまちづくり及び環境の保全に関して最も基本となる計画です。

また、駒ヶ根市民憲章や駒ヶ根市第4次総合計画とも整合を図りながら、環境に関連した市の個別計画や事業が、本計画に沿って進められることになります。

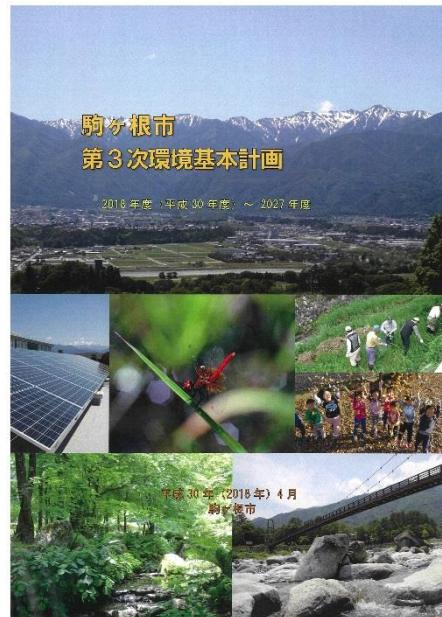
こうした環境に関連した取組において、本計画は、市民・事業者・市の環境に関する取組の基本的な指針となります。

● 計画の対象期間

計画期間は、平成28年（2016年）度を基準年度として、目標年度を策定年度（平成30年（2018年）度）の10年後の令和9年度（2027年度）としました。

● 計画の主体

本計画の主体は、市民・事業者・市と、当市に拠点を置き、あるいは活動をする方すべてが対象です。



● 計画の体系

駒ヶ根市の望ましい《将来像》「自然資源を育み、活用し、豊かなくらしを未来へつなぐまち」を実現するための3つの基本方針を次のように定めました。

基本方針Ⅰ

資源や住みやすい生活環境を
大切にするまち

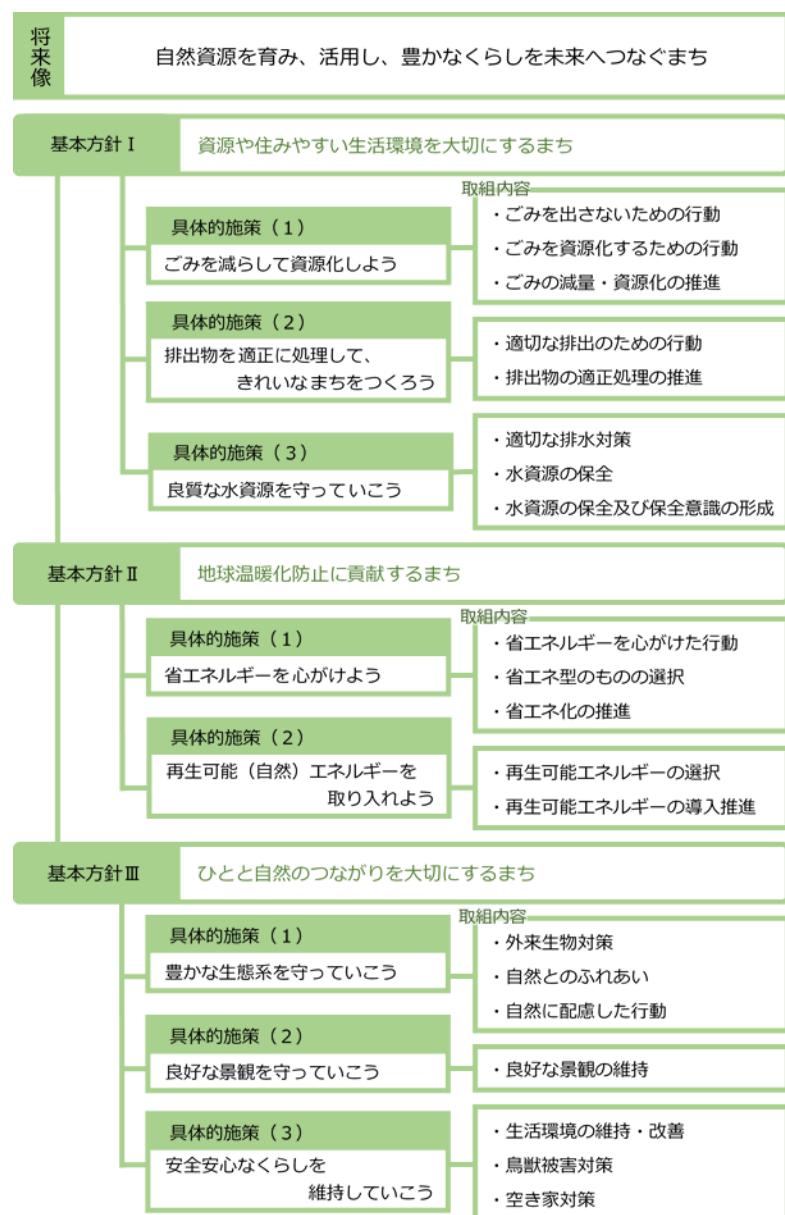
基本方針Ⅱ

地球温暖化防止に貢献するまち

基本方針Ⅲ

ひとと自然のつながりを
大切にするまち

また、この3つの基本方針に関して、それぞれ具体的な施策を設け、その実現に向けて、具体的な取組みを進めています。(右表参照)



● 計画の推進体制と進行管理

第3次計画を推進していくためには、市民・事業者・市による推進体制を確立し、様々な環境活動を各主体が役割分担しながら、協働して進めていく必要があります。

そのため、府内組織である「駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり府内推進委員会・同専門部会」により、全庁的な推進体制を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また、市民・事業者・市などの各主体が参加する組織である「駒ヶ根市環境市民会議」が協働して推進します。

なお、進行管理は、「駒ヶ根市環境市民会議」が調整役となって、毎年、環境基本計画年次報告書（環境白書）としてとりまとめ、市長に報告します。環境白書（環境レポート）の報告を受けた市長は、広く市民に公表します。公表は、市のホームページで行います。

● 目標値一覧

I 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち				
(1) ごみを減らして資源化しよう				
指 標	2016年度	2020年度	設定根拠（設定方法）	備 考
ごみ総排出量	7,388 t	7,162 t	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量 2014年度実績（7,640 t）比△478 t	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第3期（H28年度策定）
家庭系ごみ排出量	5,206 t	5,194 t	2014年度実績（5,518 t）比△324 t	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第3期（H28年度策定）
家庭系1人1日あたりごみ排出量	429 g	444 g	排出抑制をしなかった場合 2020年度に459 gになると推計。これを分別資源化の徹底等により、現状値程度に抑制を目標とする。	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第3期（H28年度策定）
事業系ごみ排出量	2,182 t	1,968 t	2014年度実績（2,122 t）比△154 t	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第3期（H28年度策定）
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,346件	1,600件	第2次環境基本計画期間中に補助を行った台数とほぼ同数の補助を目標とする。	—
家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,972件	2,270件	第2次環境基本計画期間中に補助を行った台数とほぼ同数の補助を目標とする。	—
マイバッグ持参率	63.8%	80.0%	長野県の「レジ袋削減県民スクラム運動の目標値を採用。	ながの環境パートナーシップ会議レジ袋チーム目標値
(2) 排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
不法投棄の新規発見件数	9件	0件	大田切リサイクルステーションなどの拡充により、不法投棄ゼロを目標とする。	—
公害苦情受付件数	26件	10件	現状の半分以下を目標とする。	—
(3) 良質な水資源を守っていこう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
十二天池排水溝付近のCOD年平均値	8.2mg／ℓ	5.0mg／ℓ以下	平成25年度以前の同地点のCOD値を目標とする。	—
水洗化率	89.3%	95.0%	将来の人口及び接続人口を推定し算出	駒ヶ根市「水循環・資源循環のみち2015」構想（H27年度策定）

II 地球温暖化防止に貢献するまち				
(1) 省エネルギーを心がけよう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量）	12.8%	20.0%	太陽光発電設備、小水力発電所等の今後の建設と、電力消費量の減を見込んで設定。	—

(2) 再生可能（自然エネルギー）を取り入れよう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
太陽光発電設備規模（累積）	25.23MW	35.00MW	家庭用については、これまでの推移等から年間約0.4MW増加、事業用についてはFIT買取単価下落等により10年間で6MW程度増加すると見込んで算出。	—
小水力発電施設の設置箇所数（累積）	2か所	5か所	現在事業実施に向けて進行している2か所に加え、さらに1か所の実現を見込む。	—
家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	24台	50台	第2次環境基本計画期間中に達成した台数と同程度の台数設置を目標とする。	—

III ひとと自然とのつながりを大切にするまち				
(1) 豊かな自然を守っていこう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
外来生物の駆除活動件数（累積）	182件	400件	第2次計画期間中に達成した件数と同程度の活動件数を目標とする。	—
えがおポイント（エコ事業）数（年間）	15事業	25事業	特定外来生物の駆除活動件数を中心に、10事業の増を目標とする。	—
子どもたちが行う環境活動数（累積）	279件	600件	第2次計画期間中に達成した活動数と同程度の活動を目標とする。	—
親子で親しむ環境教室の開催（累積）	26回	50回	第2次計画期間中に達成した開催回数と同程度の開催を目標とする。	—
(2) 良好的な景観を守っていこう				
指 標	2016年度	2023年度	設定根拠（設定方法）	備 考
条例適合基準を超える自己敷地内建植看板の件数	29件	0件	駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例による既存広告物の適合・除却期限までに全ての非適合となる物件の改修、除却を目標とする。	—
(3) 安全安心なくらしを維持していこう				
指 標	2016年度	2026年度	設定根拠（設定方法）	備 考
森林整備面積（年間）	90.0ha	70.0ha	第5次総合計画目標値	—
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
倒壊の危険がある空き家数	5件	0件	最も危険度が高い空き家物件が無くなることを目標とする。	—
指 標	2018年度	2022年度	設定根拠（設定方法）	備 考
鳥獣被害額（年間）	414.4万円	300万円	2018年度の被害額の約30%減を目指す。	駒ヶ根市鳥獣被害防止計画（R01年度策定）

II 駒ヶ根市第3次環境基本計画に基づく取組

I 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち

『解説』 文字の色は目標値に対する達成状況を示しています。

→ 目標達成 = 青字 目標未達成 = 赤字

● ごみの減量化及び資源化

ごみ減量行動計画目標の達成状況

区分		H16年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
人口	34,651人	34,700人	34,694人	34,687人	34,681人	34,673人	
家庭系1人1日平均排出量 (資源物含む)	目標 497g 実績 497g	490g 486g	480g 485g	470g 469g	460g 460g	450g 448g	
家庭系資源物化率	目標 34.6% 実績 34.6%	36.7% 33.2%	38.8% 33.1%	40.8% 31.6%	42.9% 31.9%	45.0% 31.4%	
事業系燃やせるごみ(年)	目標 2,823t 実績 2,823t	2,678t 2,663t	2,534t 2,832t	2,389t 2,534t	2,245t 2,165t	2,100t 2,157t	
(参考)家庭系の全量	目標 6,352t 実績 6,352t	6,206t 6,239t	6,078t 6,252t	5,951t 6,039t	5,823t 5,849t	5,695t 5,670t	

ごみ減量行動計画 第2期 目標の達成状況

区分		H21実績	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人口		34,558人	34,080人	33,773人	33,585人	33,381人	
家庭系1人1日平均排出量 (資源物含む)	目標 450g 実績 460g	440g 444g	430g 440g	420g 441g	410g 450g	410g 443g	
家庭系資源物化率	目標 34.0% 実績 31.9%	36.0% 30.1%	38.0% 29.4%	40.0% 28.2%	42.0% 27.2%	42.0% 26.2%	
事業系燃やせるごみ(年)	目標 2,170t 実績 2,165t	2,170t 2,164t	2,170t 2,133t	2,170t 2,228t	2,170t 2,122t	2,170t 2,151t	
(参考)家庭系の全量	目標 5,676t 実績 5,849t	5,473t 5,596t	5,301t 5,474t	5,149t 5,440t	5,027t 5,518t	5,027t 5,400t	

ごみ減量行動計画 第3期 目標の達成状況

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人口(人口推計)	33,222人	33,092人	32,872人	32,792人	31,928人	
ごみ総排出量	目標 7,396t 実績 7,388t	7,286t 7,363t	7,253t 7,696t	7,237t 7,422t	7,162t 7,236t	
家庭系ごみ排出量	目標 5,347t 実績 5,206t	5,258t 5,115t	5,245t 5,116t	5,249t 5,074t	5,194t 5,091t	
家庭系1人1日あたりごみ排出量	目標 443g 実績 429g	439g 424g	440g 426g	443g 424g	444g 429g	
事業系ごみ排出量	目標 2,049t 実績 2,182t	2,028t 2,248t	2,008t 2,580t	1,988t 2,348t	1,968t 2,145t	

ごみ総排出量は、平成30年度以降減少傾向にあります。しかし、家庭系ごみ排出量が昨年度より若干増加したほか、事業系ごみ排出量が前年度より203t減少したものの、目標値を大きく上回って推移しており、ごみ総排出量の目標値達成を妨げる要因となっています。

事業系ごみは事業活動に大きく左右されるほか、産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底が図られていない可能性があり、継続的に調査、指導を徹底する必要があります。

家庭系ごみ排出量では、目標値は下回ったものの、前年度より17t増加しており、コロナ禍により家庭で過ごす時間が増えた影響が考えられます。

生ごみ処理容器：1,431件／1,600件 生ごみ処理機：2,112件／2,270件（令和9年度目標値）

● 家庭用生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の補助件数



【生ごみ処理容器】

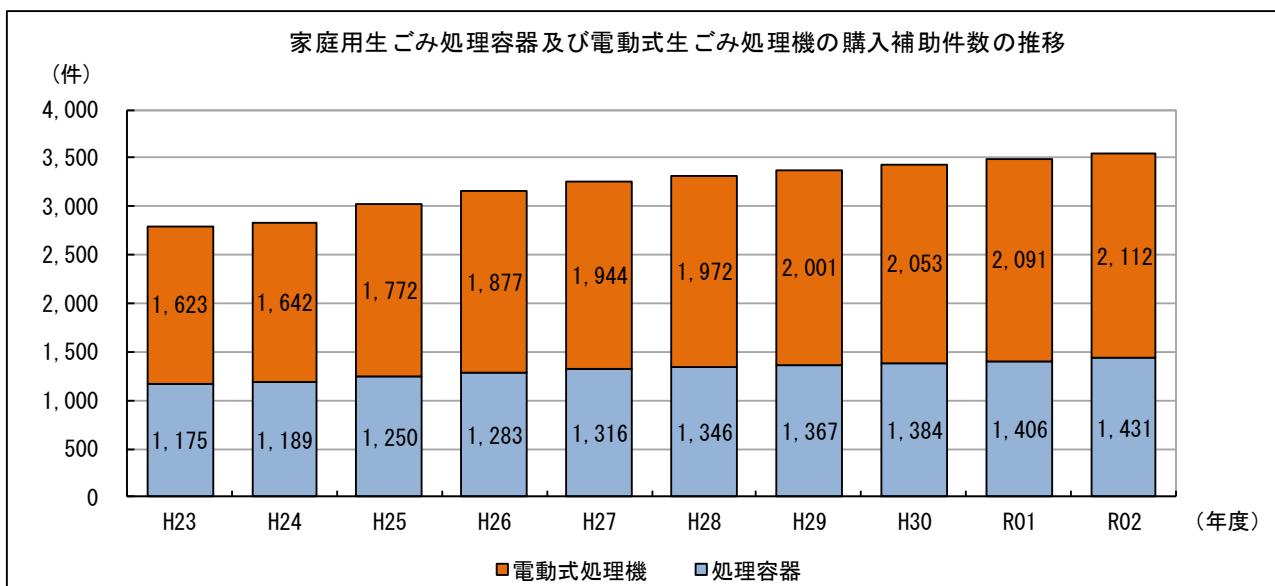


【電動式生ごみ処理機】

市では、平成5年度から家庭用生ごみ処理容器、平成10年度から電動式生ごみ処理機の購入補助を行っています。

令和2年度の補助率は、生ごみ処理容器が購入金額の2／3以内（限度額3,000円）、生ごみ処理機が購入金額の1／2以内（限度額20,000円）となっており、令和2年度中に処理容器25件、処理機21件の補助を行いました。

生ごみの70%は水分と言われているため、処理容器や処理機で処分するほか、乾燥させることによって、大幅に量を減らすことができます。



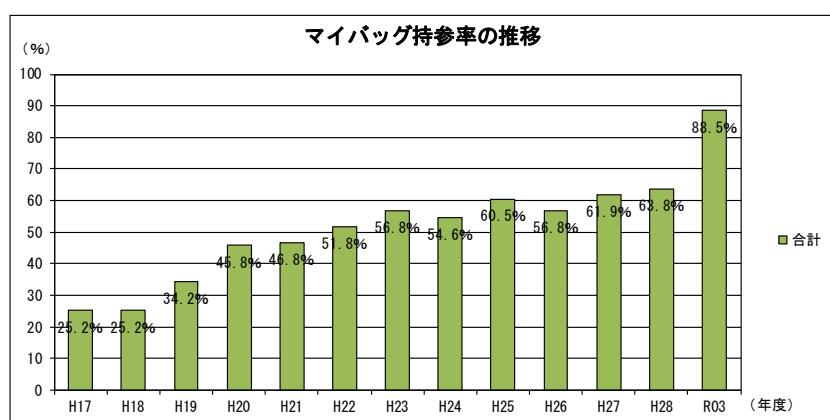
※ グラフは平成10年度からの累計値

マイバッグ持参率：88.5%／80.0%（令和9年度目標値）

● レジ袋の削減～買い物袋持参運動～

市では、平成17年から28年まで、市内スーパーの協力のもと、店頭にてマイバッグの持参状況を調査してきました。結果は概ね60%前後まで上昇し、その後は同様の状況が続くという状況でした。

令和2年7月からレジ袋の有料化が義務化されたため、店舗数を増やし、市内のスーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの協力をいただき、調査を実施しました。業態ごとに差があるため、サンプルによって上下するものの、平均すると88.5%という高い数値となりました。



不法投棄の新規発見件数 : 20 件／0 件 (令和 9 年度目標値)

● 不法投棄の新規発見件数

種類別不法投棄発見件数

(単位 : 件)

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
家電 4 品目		0	1	0	3	5	0	0	2	1	0
その他家電		0	2	1	3	6	3	0	0	1	2
家庭ごみ等		12	26	6	0	8	0	3	11	12	15
空き缶・空き瓶		0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
タイヤ		0	0	2	0	0	1	0	0	0	1
自動車・バイク		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
自転車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般廃棄物		12	5	6	8	0	9	0	0	5	0
産業廃棄物		0	0	1	0	0	0	0	0	2	2
合 計		25	34	16	14	19	17	3	13	22	20

(単位 : 件)

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
産業廃棄物		6	1	1	0	0	0	0	0	2	1
混合		6	2	0	0	0	0	0	0	0	1
一般廃棄物		6	7	8	8	7	9	3	12	20	17

※ 種類別不法投棄発見件数の表（上表）の合計値は、1 件の不法投棄の中に複数の物が含まれている場合があるため、一般・産業廃棄物別の表（下表）の合計値と一致しない場合がある。

不法投棄廃棄物には、家庭ごみのような一般廃棄物はもちろん、産業廃棄物もあり、中には環境に負荷を与えたり、健康に影響を与えたりする有害な化学物質を含むものもありますので、早期発見、早期適正処理が望まれます。

令和 2 年度は 19 件の不法投棄があり、家庭系のごみが 17 件、産業廃棄物が 1 件、これらの混合が 1 件となりました。

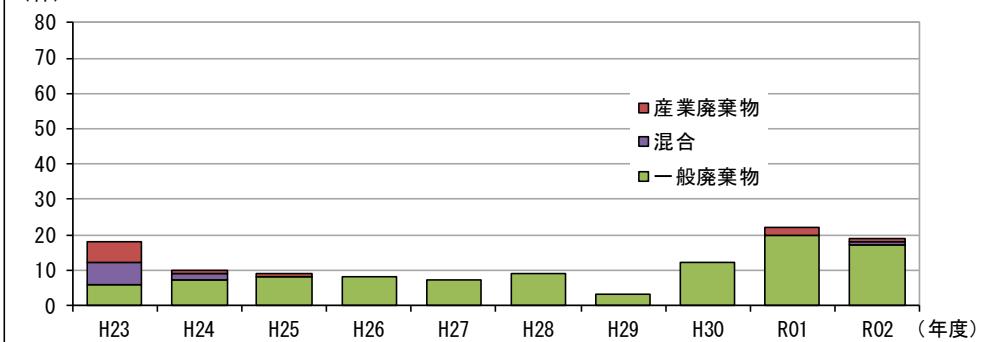
パトロール員が、ほぼ毎日市内を巡回し、発見に努めていますが、令和 2 年度は、コロナ禍の影響からか、家庭ごみ等が多く見受けられました。

市では、投棄された内容物から、投棄した者を特定しています。今後も警察等と連携し、厳正に対処していきます。



不法投棄の新規発見件数

(件)



公害苦情受付件数 : 74 件／10 件（令和 9 年度目標値）

● 公害苦情受付件数

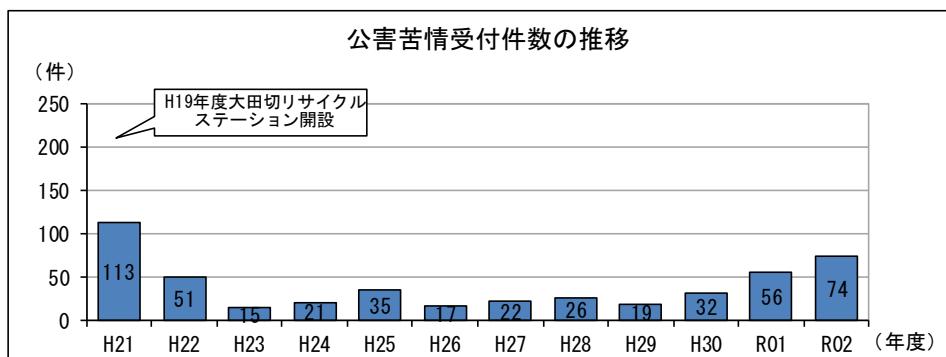
公害苦情件数の推移

区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
総 数	受付	113	51	15	21	35	17	22	26	19	32	56	74
	(内解決)	(113)	(51)	(15)	(21)	(35)	(17)	(22)	(26)	(19)	(32)	(56)	(74)
① 大気汚染	受付	13	19	7	6	12	5	8	12	12	13	22	24
	(内解決)	(13)	(19)	(7)	(6)	(12)	(5)	(8)	(12)	(12)	(13)	(22)	(24)
② 水質汚染	受付	21	3	2	4	6	2	4	2	2	3	7	13
	(内解決)	(21)	(3)	(2)	(4)	(6)	(2)	(4)	(2)	(2)	(3)	(7)	(13)
③ 土壤汚染	受付	7	1	0	1	1	1	0	0	0	2	1	5
	(内解決)	(7)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(5)
④ 騒音	受付	2	1	0	0	4	1	2	3	1	0	1	5
	(内解決)	(2)	(1)	(0)	(0)	(4)	(1)	(2)	(3)	(1)	(0)	(1)	(5)
⑤-2 低周波騒音	受付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑤ 振動	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
⑥ 地盤沈下	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑦ 悪臭	受付	0	0	0	0	3	0	1	0	1	1	2	2
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(2)	(2)
⑧ 日照権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑨ 通風権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑩ 光害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑪ 電波障害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑫ 土砂散乱	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑬ 土砂流出	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑭ 一般廃棄物	受付	69	25	6	10	9	8	7	9	3	13	20	20
	(内解決)	(69)	(25)	(6)	(10)	(9)	(8)	(7)	(9)	(3)	(13)	(20)	(20)
⑮ 産業廃棄物	受付											2	0
	(内解決)											(2)	(0)
⑯ ふん・尿害	受付	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑰ 害虫等発生	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑲ 火災の危険	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑳ 動物死骸放置	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
㉑ その他	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)

※ ⑯⑰は主に不法投棄の件数

市には、日頃から、騒音・悪臭・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する様々な苦情が寄せられます。これらの苦情に対し、職員が発生源の調査及び指導、被害の拡大の防止等に当たっています。

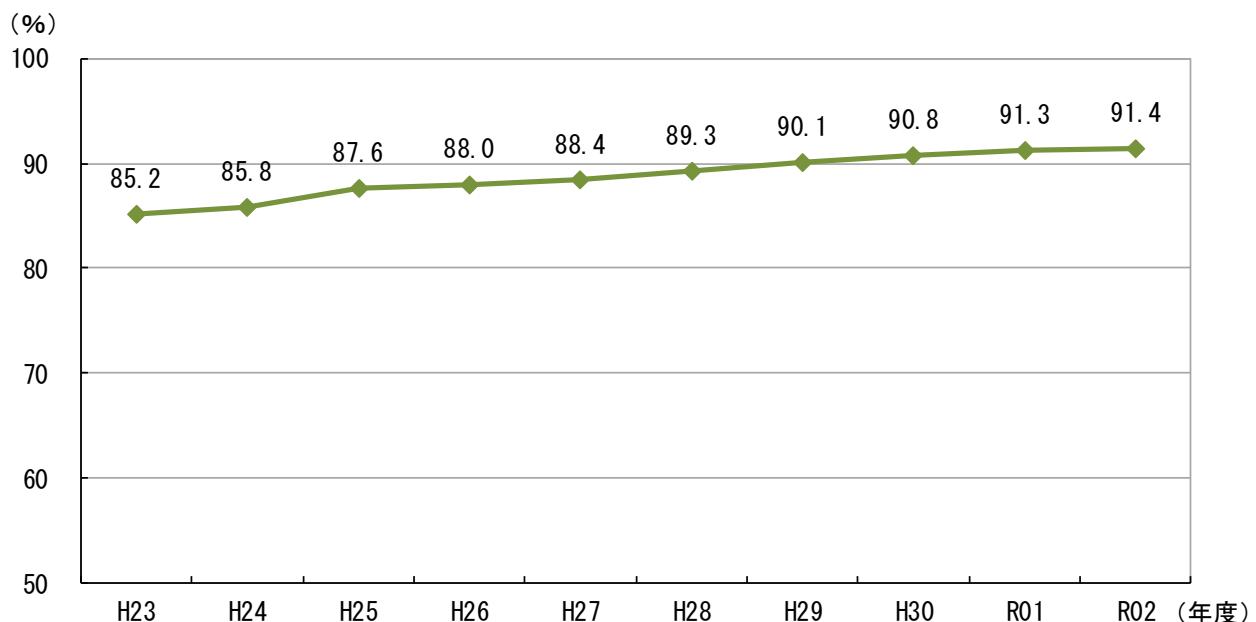
平成 23 年度以降、件数はほぼ横這いで推移していましたが、令和 2 年度は 74 件と近年は増加傾向です。これは、野焼き（枯草の焼却など）による臭いなどに地域住民の意識が高まっていることや、河川への異物流入の増などが要因と考えられます。



● 水洗化率

水洗化率 : **91.4%** / 95.0% (令和9年度目標値)

水洗化率の推移 (公共下水道+農集排+合併浄化槽)



資料 : 駒ヶ根市上下水道課

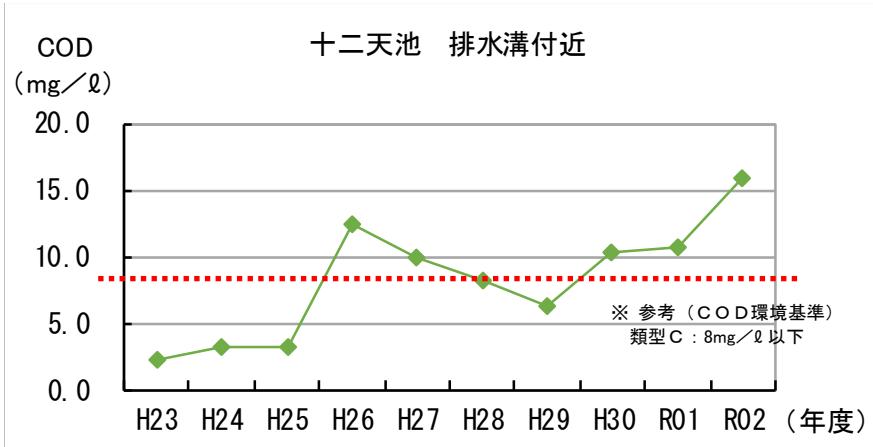
COD年平均値 : **15.8mg/l** / >5.0mg/l (令和9年度目標値)

● 十二天池排水溝付近のCOD年平均値

十二天の森は、市内で唯一の平地林として、以前から保護活動が行われています。この森を守るために発足した十二天の森を守る会では、令和2年度、3回の森の手入れを実施しました。

十二天池の排水溝付近のCODは、15.8mg/lで、昨年度の10.7 mg/lから大きく悪化しました。

原因を特定することは困難ですが、要因としては、水の流れが少なく、落ち葉などが滞留していることが考えられます。



II 地球温暖化防止に貢献するまち

再エネ電力自給率 : **20.1%** / 20.0% (令和9年度目標値)

● 再生可能エネルギーによる電力自給率

太陽光発電施設の普及や、小水力発電の開発により、市内の再生可能エネルギー発電所で発電される電力量は着実に増加しています。

市内の再エネ電力自給率とは、理論値として市内の太陽光発電施設、小水力発電施設などから発電された電力量が、市内の年間消費電力量に対し、どのくらいの割合を占めているかを示した数値です。

一般的に、太陽光パネル出力 1 kWあたり、年間 1,100 kWh (キロワット時) 程度の発電量があると言われていますが、南信地域は冷涼で晴天率も高いことから 1,300~1,400 kWh という高い発電量が得られており、自給率の向上に寄与しています。

令和2年度において、令和9年度の目標を達成したため、より高い目標を設定し、カーボンニュートラルな社会に向け、更なる導入を図っていく必要があります。



年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度
再エネ電力自給率	2.2%	3.6%	9.1%	11.5%	12.8%	15.2%	16.8%	18.5%	20.1%

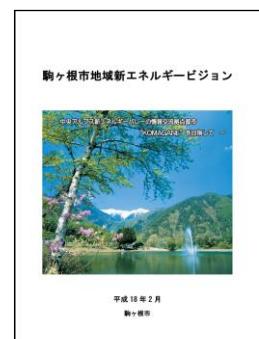
太陽光発電導入 : **34.0MW** / 35.0MW (令和9年度目標値)

● 太陽光発電導入状況

全国的にも日照時間が長く気候が冷涼であり、太陽光発電に有利な地域特性を活かし、市では平成12年度からの15年間、設備の導入に対する補助を行ってきました。また、国の固定価格買取制度によって、野立ての施設や、住宅、工場等への設置が進み、令和2年度末時点では、34.0MWにまで設置が拡大しました。

周辺環境、景観等に及ぼす影響なども考慮しながら、引き続き地球温暖化防止に向けて太陽光発電設備の導入を図るとともに、間もなく目標値に達することから、新たな導入目標設定のための検討を行います。

※ 34.0MWは市内世帯のおよそ4/5、約10,300世帯分に相当する。



太陽光発電設備導入状況

令和3年3月末現在

区分	10kW未満	小計	10kW以上					合計
			10kW~50kW	50kW~500kW	500kW~1,000kW	1,000kW~2,000kW	2,000kW以上	
全国	2,817,670	665,545	631,740	19,146	6,745	7,165	749	3,483,215
	(kW)	12,395,589	48,546,569	16,821,329	4,742,660	4,689,155	10,849,694	11,443,731
長野県	85,841	25,039	23,864	898	149	117	11	110,880
	(kW)	391,292	1,145,973	554,606	196,332	103,547	172,432	119,056
駒ヶ根市	1,593	513	468	41	1	3	0	2,106
	(kW)	7,521	26,437	10,976	11,115	660	3,686	0

※ 駒ヶ根市の太陽光発電施設導入容量 : 31,299 kW ≈ 31MW (長野県内の約2.2%、全国の約0.1%)

小水力発電導入：4カ所／5カ所（令和9年度目標値）

● 小水力発電の開発

駒ヶ根市は河岸段丘地形により、東西から天竜川に向かいいくつもの河川が流れており、落差、水量ともに豊富なことから小水力発電に適した環境を有しています。

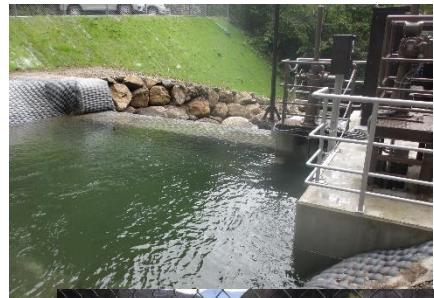
平成24年度に駒ヶ根市自然エネルギー小水力発電第1号が稼働して以降、平成26年度に1カ所、平成30年度にねずみ川上流の籠ヶ沢で1カ所、令和元年度に新宮川で1カ所の小水力発電所が稼働を開始しています。

水力発電は昼夜問わず発電が見込める比較的安定した再生可能エネルギーです。一方で、詳細な水量調査や様々な規制クリアする必要があり、また初期投資も大きくなることなどから、事業実現にはかなりの時間がかかることも認識する必要があります。

水力発電設備導入状況

令和3年3月末現在

区分	200kW未満	200kW～1,000kW	1,000kW～5,000kW	5,000kW～30,000kW	合計
全国 (件)	482	230	89	54	855
(kW)	39,362	121,645	188,600	580,074	929,681
長野県 (件)	42	10	5	8	65
(kW)	3,486	5,051	12,426	102,280	123,243
駒ヶ根市 (件)	4	0	0	0	4
(kW)	398	0	0	0	398



上：ねずみ川上流籠ヶ沢川の取水池
下：新宮川の取水池
(いずれも民間企業による設置)

● 家庭へのペレットストーブの普及

設置件数：32台／50台（令和9年度目標値・累積）

木質ペレットは、主に製材工場などから出るおが屑やかんな屑などを原料としたバイオマス燃料です。この燃料の特徴として、工場生産で安定供給が可能、自動投入が容易、エネルギー密度が高く比較的小型の機器で対応可能、含水率が低く、貯蔵性、輸送性に優れ、品質も安定しているなどのメリットがあります。

一方で、他の木質系燃料より価格が高く、設置費用も高いといったデメリットの両面を持ち合わせています。

市では、温室効果ガス排出の抑制や、森林環境の保全に繋がることから、家庭用ペレットストーブの設置に対する補助やえがおポイントの交付を行ってきました。

今後も、えがおポイントの周知とともに、普及を図っていきます。



ペレットストーブの設置例

III 人と自然のつながりを大切にするまち

● 地域でのアレチウリ駆除活動

外来生物駆除活動：309 件／400 件（令和 9 年度目標値・累計）



市内河川では、流域の環境を守るため、各種の団体が特定外来生物であるアレチウリの駆除や、河川の草刈などの作業を計画的に行っています。



特にねずみ川愛護会では、6月から10月にかけて年5～6回にわたり、毎回20名～30名が参加し、流域のアレチウリ駆除を行っており、美しい環境と、在来種が生息する環境を両面から支えています。

● 地域でのオオキンケイギクの駆除活動

オオキンケイギクは、2006年に外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されました。多年草で非常に繁殖力が強く、当初は天竜川や大田切川流域付近を中心に繁殖範囲が拡大する傾向でしたが、近年は市内全域の道路や川沿い、公園などに繁殖しています。

令和2年度は6月に、下平地域水土里を守る会が、地区内の農地の土手や河川流域に繁茂するオオキンケイギクの駆除作業を実施し、のべ130人以上が作業に参加しました。



オオキンケイギク駆除作業の様子

このほか、ハクビシンの駆除なども行われており、外来動植物の駆除活動は、基準年度からの積み上げ数で、前年度の278件から令和2年度には31件増えて、309件となっています。

えがおポイント（エコ事業）数：9事業／25事業（令和9年度目標値・単年）

● えがおポイント（エコ事業）

平成26年度からスタートした「えがおポイント」事業は、環境活動や健康増進活動などに参加した人に、買い物等に使えるポイント（補助チケット）を発行し、それを「つれてってカード」に入力（記録）することで、環境活動や健康増進活動への参加を促すと共に、商店街の活性化を図ることを目的としています。

令和2年度は、全部で921,900ポイントが交付されました。その内エコ事業は、コロナ禍の影響で一部の事業が中止になった影響などもあり、9事業に留まり、交付済ポイントの合計は259,500ポイント（259,500円分）でした。

対象事業に参加してえがお
ポイント補助券をもらう



つれてってカードへ入力



ポイントでお買い物など



令和2年度 えがおポイント交付対象事業（エコ事業ほか）

No.	事業名	ポイント数／枚	交付済チケット数	交付済ポイント計	備考
1	自然エネルギー設備導入	5,000	8	40,000	生活環境課
2	省エネ家電買い換え	5,000	24	120,000	生活環境課
3	ハッチョウトンボ生息地の整備	500	8	4,000	ハッチョウトンボを育む会
4	廃棄物の資源化促進事業	100	44	4,400	(株)セイビ社
		10	100	1,000	
5	ねずみ川愛護会 アレチウリ駆除作業	300	137	41,100	生活環境課
6	グリーンカーテン実施	1,000	2	2,000	生活環境課
7	下平地域水土里を守る会 おおきんけいぎく除去作業	300	119	35,700	生活環境課
8	うちエコ診断受診	1,000	5	5,000	生活環境課
9	十二天の森ボランティア活動	300	21	6,300	社会教育課
合 計			468	259,500	

子どもたちが行う環境活動数：483件／600件（令和9年度目標値・累計）

● 子どもたちが行う環境活動数

市内の小中学校では、授業の一環として、環境活動を実施しています。令和2年度はコロナ禍の影響もあり、施設見学等は出来なかったものの、例年、アルミ缶や、エコキャップ（ペットボトルのふた）の回収を行ったり、ごみ処理施設や水源地の見学を行ったり、山林作業、ざざ虫漁や炭焼き体験をしたりと多くの活動に取り組んでいます。

令和2年度は市内7つの小・中学校で計47件の活動が行われ、様々な活動や体験を通して、環境という分野の広さや深さ、大きさを学んでいます。



子どもたちによる浄化センター見学の様子

親子で親しむ環境教室の開催：44回／50回（令和9年度目標値・累計）

● 親子ふれあい講座

天竜川の流域に位置する「おもしろかっぱ館」では、周辺の豊かな自然環境を活かした「親子ふれあい講座」が継続的に行われています。また、市内各公民館においても、親子で自然環境を学ぶ各種講座が開催されています。

令和2年度はコロナ禍の影響もあり、思うように開催出来ませんでしたが、合わせて8回の講座が行われ、基準年度からの積み上げ数が前年度の36回から44回となりました。



「水辺の楽校・かっぱの小川で蛍観賞」の様子

● 屋外広告物改善事業

平成25年6月に景観行政団体となり、平成27年4月から屋外広告物等に関する条例が施行されました。この条例では、一定規模以上の屋外広告物（看板）を規制し、市内の美しい自然景観・眺望への阻害要因を減らし、風致を維持することなどを目的としています。

市では、令和5年度（2023年度）までに許可範囲を超えてしまう広告物を無くすとしており、既存の広告物に対し補助制度を設け、より低く、より小さな看板となるよう誘導するとともに、令和6年度（2024年度）以降には、不適合となる物件等が撤去されていることを目標としています。

令和2年度は、合計10件の既存の自己敷地内建て植え看板について、将来的に条例不適合となる物件等の改修や撤去などが行われました。



将来不適合となる既存広告物の改修
高さ 12.5m→8m以下に改修



将来不適合となる既存広告物の改修
高さ 12m→8m以下に改修



将来不適合となる既存広告物の改修
高さ 12.5m→8m以下に改修



将来不適合となる既存広告物の改修
高さ 11m→10mに改修

● 森林整備

森林整備面積 : **40.5ha**／70ha（令和8年度目標値）

森は野生動物の生きる場所であるとともに、水を涵養して我々の生活を守る側面をもっています。

しかし、近年森の手入れが行き届かず、荒れた森林が数多く存在するようになりました。

市では、財産区、森林組合、林業公社などと共に市内の森林整備を行っており、令和2年度は合わせて40.5haを整備しました。



● 空き家対策

倒壊の危険がある空き家の件数 : **3件**／0件（令和9年度目標値）

人口減少とともに、市の空き家が増加する可能性があります。

空き家は、そのまま放置しておくと、周囲の景観を損ねるだけでなく、野生動物の住処になったりします。さらに、柱の腐敗などにより倒壊の危険が高まり、隣接する家屋などへ危険をもたらします。

駒ヶ根市では、空き家対策として倒壊の危険がある空き家の件数を把握していますが、基準年度に5件あったものからの増減を考慮しつつ、何件に対し取り壊しなどの対応が出来たかを指標としています。その結果、令和元年度に1件の取り壊しがあって3件となった以降増減はなく、引き続き3件となっています。

● 鳥獣被害対策

鳥獣被害額 : **475.0万円**／300万円（令和4年度目標値）

近年、山麓の開発や森林の手入れが行き届かずエサが減少していることなどから、人間が排出するごみや農作物などを捕食することを目的として、本来山に住んでいる野生鳥獣が民家の近くに出没するようになっています。

このため、農作物に対する被害が発生しており、市では、毎年農作物に対する被害対策として、有害鳥獣駆除実施隊（獣友会）による捕獲や、ニホンザルをはじめとした野生動物の習性を知り、対策に活かすための学習会を開催しています。

令和2年度のサルやシカ、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害額は、475万円でした。

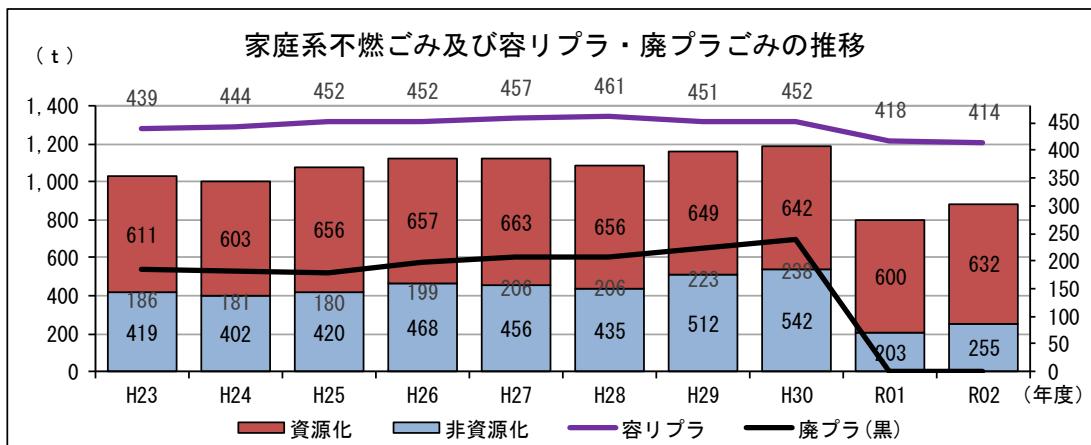
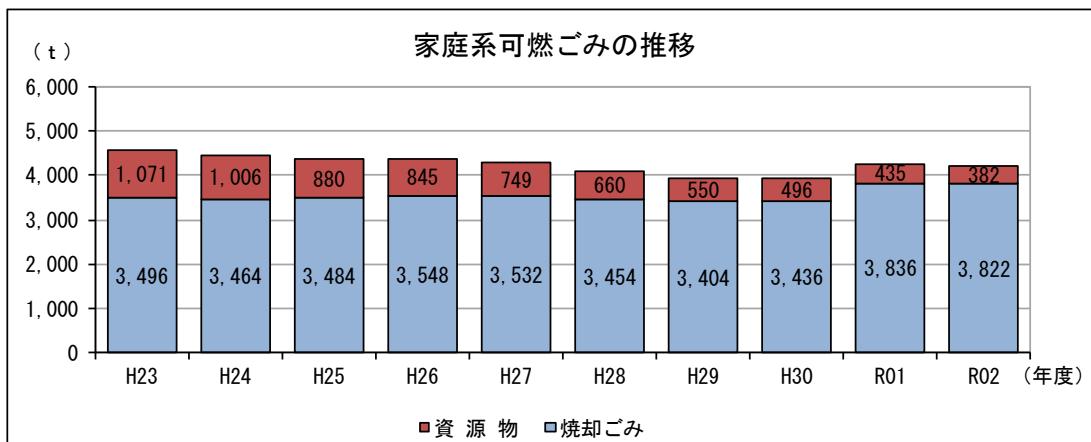
なお、令和元年度に駒ヶ根市鳥獣被害防止計画の更新（計画期間：令和2年度～4年度）を行っており、前の計画（平成29年度～令和元年度）における鳥獣被害額の目標値642.2万円を、新たな計画では、300万円に引き下げています。



III 駒ヶ根市の環境の現状

1 廃棄物・リサイクル

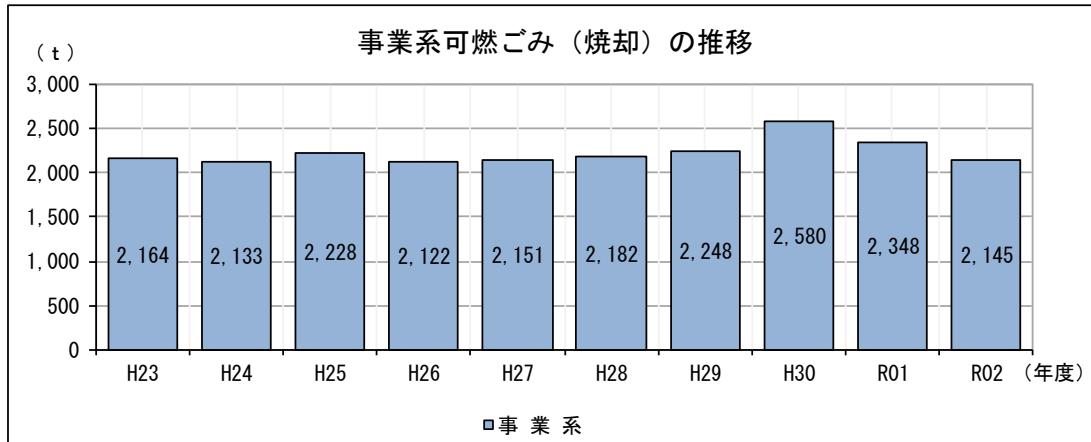
● ごみの減量化・資源化

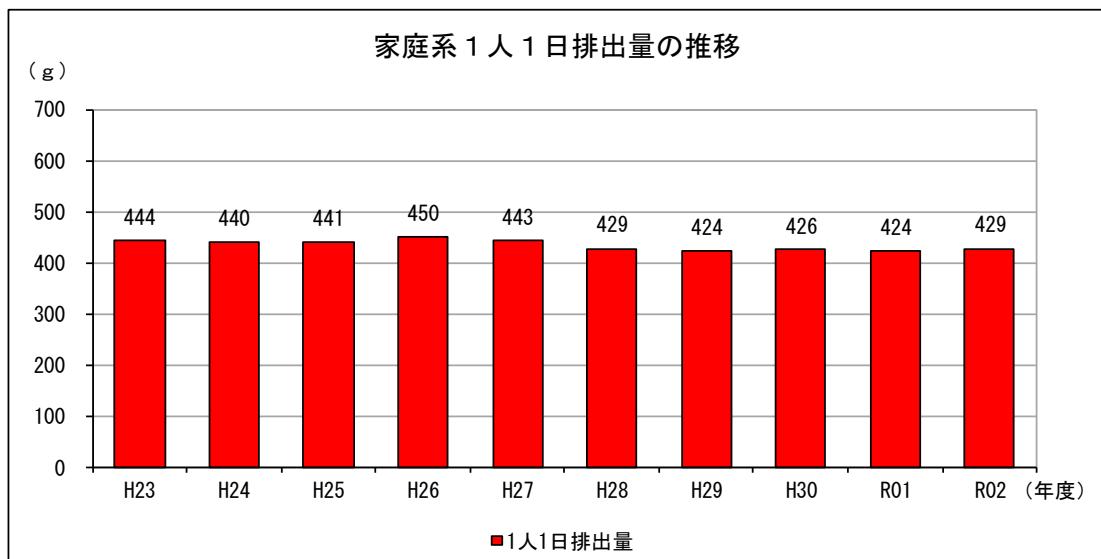


※ 家庭系可燃ごみ中の焼却ごみは、令和元年度に黒文字袋（燃やせないプラスチックごみ）が廃止され、可燃ごみとなった影響から、前年度比で大幅に増加しました。しかし、令和2年度は資源物、焼却ごみとともに若干減少しました。

不燃ごみについては、令和元年度の黒文字袋廃止の影響で、それ以前と比べ総量は減少しているものの、令和2年度には、資源化、非資源化とともに増加しました。容リプラの量も減少傾向にあることから、これらが可燃、不燃ごみに混入されている可能性があります。

なお、可燃ごみ中の資源物が減少傾向にあるのは、民間の受入施設やスーパー等の店頭回収へ持ち込まれている可能性が高いと思われます。





※ 令和2年度の家庭系1人1日排出量は、429gと令和元年度に比べて5g増加しました。これは、家庭系不燃ごみの増加によるものと読み取れます。要因として、コロナ禍の影響、すなわち、家庭で過ごす時間が長くなったことによる不用品の整理等が通常時より盛んに行われた結果と推測されます。

駒ヶ根市的一般廃棄物計画収集の状況

区分		単位	資源化	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
基本	人口(10/1現在)	人	—	34,558	34,080	33,773	33,585	33,381	33,222	33,092	32,872	32,792	32,460
	世帯数(10/1現在)	世帯	—	12,741	12,653	12,696	12,760	12,816	12,898	13,023	13,119	13,295	13,363
	平均世帯員数	人	—	2.71	2.69	2.66	2.63	2.60	2.58	2.54	2.51	2.47	2.43
	ごみ処理費用	千円	—	297,039	285,404	269,535	281,157	257,149	302,026	265,328	349,820	204,738	202,953
可燃ごみ	焼却	焼却ごみ	t	3,496	3,464	3,484	3,548	3,532	3,454	3,404	3,436	3,836	3,822
	事業系	事業系	t	2,164	2,133	2,228	2,122	2,151	2,182	2,248	2,580	2,348	2,145
	焼却計	焼却計	t	5,660	5,597	5,712	5,670	5,683	5,637	5,652	6,016	6,184	5,967
	資	資源物	t 資	1,071	1,006	880	845	749	660	550	496	435	382
計		t		6,731	6,603	6,592	6,515	6,432	6,297	6,202	6,512	6,619	6,349
非資源化	ガラス	ガラス	t	97	130	142	145	147	143	159	168	103	119
	金属	金属	t	102	60	62	57	59	57	63	68	41	48
	埋立て	取灰	t	28	26	26	26	22	23	25	21	18	19
	廃プラ(黒)	廃プラ(黒)	t	186	181	180	199	206	206	223	238	0	0
	粗大ごみ・不法投棄	粗大ごみ・不法投棄	t	6	5	10	41	22	6	42	47	41	69
	計	計	t	419	402	420	468	456	435	512	542	203	255
不燃ごみ	有害ごみ	乾電池	t 資	7	6	6	8	7	6	6	7	8	7
		蛍光管	t 資	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2
	ペットボトル	ペットボトル	t 資	29	27	26	23	23	22	21	22	25	26
	容リプラ	容リプラ	t 資	439	444	452	452	457	461	451	452	418	414
	びん	びん	t 資	100	91	129	135	139	132	131	124	124	145
	スチール缶	スチール缶	t 資	18	19	17	16	14	13	18	15	15	18
	アルミ	アルミ	t 資	16	14	24	21	21	19	20	20	9	20
	計	計	t	611	603	656	657	663	656	649	642	600	632
	ごみ総量	ごみ総量	t	1,030	1,005	1,076	1,125	1,119	1,091	1,161	1,184	803	887
				7,761	7,608	7,668	7,640	7,551	7,388	7,363	7,696	7,422	7,236

※ 不燃ごみの「びん」「アルミ」には、平成25年度から学校回収分を含む。

不燃ごみ(非資源化)の平成29度以降分については、クリーンセンター八乙女への一本化のため、ガラス・金属は合計数値で把握。このため、過去3年間のこれらの値を平均し、その割合により算出している。(取灰、粗大ごみ、及び不法投棄は実績値)

2 大気環境

● 大気の状況

大気測定結果（県調査）

測定地点：伊那合同庁舎

年 度	二酸化硫黄 年平均値 (ppm)	二酸化窒素 年平均値 (ppm)	光化学オキシダント 年平均値 (ppm)	浮遊粒子状物質 年平均値 (mg/m ³)
平成17年度	0.004	0.011	0.035	0.017
平成18年度	0.004	0.013	0.030	0.017
平成19年度	0.003	0.009	0.030	0.015
平成20年度	0.004	0.008	0.035	0.014
平成21年度	0.003	0.010	0.035	0.013
平成22年度	0.003	0.011	0.036	0.012
平成23年度	0.003	0.011	0.029	0.021
平成24年度	0.003	0.010	0.036	0.017
平成25年度	0.003	0.008	0.035	0.018
平成26年度	0.003	0.006	0.035	0.018
平成27年度	0.005	0.007	0.035	0.013
平成28年度	0.001	0.007	0.036	0.012
平成29年度	0.000	0.007	0.037	0.011
平成30年度	0.000	0.006	0.034	0.012
令和元年度	0.001	0.006	0.035	0.010
令和2年度				

※ 令和元年度から、二酸化硫黄及び二酸化窒素については、県内測定局の年平均値となっている。

資料：長野県水大気環境課

○ 大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正 平成13年4月20日環境省告示第30号)

物 質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

● 交通騒音の状況

自動車交通騒音調査結果

年 度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	環境基本法 環境基準	騒音規制法 要請限度	
測 定 場 所	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間										
国道153号（小町屋）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号（福岡）	71	67	71	67	67	59	67	59	-	-	-	-	-	64	55	
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上種北）	68	62	68	62	-	-	68	62	-	-	65	59	-	64	55	
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	51	-	64	55	
新春日街道（北割二区）	71	67	70	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新春日街道（八幡原付近）	-	-	-	-	73	67	71	65	-	-	-	-	-	-	-	
国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	59	-	B類型	
国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	59	-	C類型	
国道153号バイパス飯田方面行き（小町屋）	61	54	-	-	-	-	-	-	65	57	-	-	-	66	59	
国道153号バイバス飯田方面行き（飯坂）	-	-	-	-	65	62	-	-	-	-	-	-	-	66	59	
国道153号バイバス飯田方面行き（経塚）	-	-	-	-	-	61	58	-	-	-	-	-	-	66	59	
国道153号バイバス伊那方面行き（町二区）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	59	
国道153号バイバス伊那方面行き（町四区）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイバス伊那方面行き（小町屋）	61	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	59	
国道153号バイバス伊那方面行き（東町）	-	-	-	-	65	61	-	-	-	-	-	-	-	66	59	
国道153号バイバス伊那方面行き（赤須東）	-	-	-	-	-	-	63	58	-	-	-	-	-	66	59	
国道153号（北町）	-	-	67	63	66	60	-	65	58	-	-	-	-	64	60	
古田切線（下平）	-	-	63	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央自動車道西宮線（北割一区切石）	-	-	63	51	-	-	-	-	61	61	-	-	-	57	56	
中央自動車道西宮線（南割区）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	66	-	-	-	57	56
県道駒ヶ根長谷線（東町）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	51	-	-	-	
県道駒ヶ岳公園線（中央）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	49	-	-	-	
県道栗林宮停車場線（東伊那）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	50	-	-	-	

※ 基準適用外である新春日街道及び古田切線を除き、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当。

資料：駒ヶ根市生活環境課

 環境基準超過  環境基準及び要請限度超過

地域評価（面的評価）結果

年 度	評 価 範 所	評価区間全体①+②				近接空間①			非近接空間②		
		戸数	環境基準超過戸数(昼間)	環境基準超過戸数(夜間)	戸数	環境基準超過戸数(昼間)	環境基準超過戸数(夜間)	戸数	環境基準超過戸数(昼間)	環境基準超過戸数(夜間)	
平成19年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 国道方面行き（上穂北）	13	0	0	4	0	0	9	0	0	0
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 駒ヶ根IC方面行き（上穂北）	41	0	0	13	0	0	28	0	0	0
平成20年	国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	27	0	0	9	0	0	18	0	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	11	0	0	2	0	0	9	0	0	0
平成21年	国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	22	0	0	6	0	0	16	0	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	15	0	0	3	0	0	12	0	0	0
平成24年	一般国道153号（旧道）	285	0	0	117	0	0	168	0	0	0
	一般国道153号（伊南バイパス）	230	0	0	69	0	0	161	0	0	0
平成25年	中央自動車道西宮線	46	0	2	14	0	0	32	0	0	2
	一般国道153号	435	0	0	203	0	0	232	0	0	0
平成26年	中央自動車道西宮線	34	0	9	12	0	3	22	0	0	6
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	173	0	0	45	0	0	128	0	0	0
平成27年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（東町）	361	0	0	190	0	0	171	0	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中央）	93	0	0	45	0	0	48	0	0	0
平成28年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	59	0	1	36	0	0	23	0	0	1
	県道栗林宮田停車場線（東伊那）	34	0	0	16	0	0	18	0	0	0
平成29年	一般国道153号（旧道）	290	0	0	132	0	0	158	0	0	0
	一般国道153号（伊南バイパス）	262	0	0	88	0	0	174	0	0	0
平成30年	中央自動車道西宮線	56	0	0	15	0	0	41	0	0	0
	一般国道153号（旧道）	487	0	0	223	0	0	264	0	0	0
令和元年	中央自動車道西宮線	27	3	4	12	3	3	15	0	0	1
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	175	0	0	48	0	0	127	0	0	0
令和2年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（東町）	318	0	0	169	0	0	149	0	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中央）	57	0	0	19	0	0	38	0	0	0

資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

地域の類型	基 準 値		類型をあてはめる地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(注)

- 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	昼 間	夜 間
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

(注) 評価手法は、等価騒音レベル（L A e q）とする。

○ 騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成 11 年 3 月 25 日県告示第 182 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	市街化調整区域	付表の地	近隣商業地域	商業地	準工業地	工業専用地域	付表の地	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	A	A	A	A		B	B	B		C	C	C	C	C		駒ヶ根市が告示

○ 騒音規制法に基づく規制基準等（抜粋）

1 規制基準等

● 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号）

区域の区分	時間の区分	昼間	朝	夜間
			午前 6 時から 午前 8 時まで	
第 1 種区域		50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域		60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域		65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域		70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

- 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度という。
- 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

● 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

(要請限度)（平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号）

区域の区分	昼間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル		55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル		65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル		70 デシベル

この場合において「幹線道路を担う道路に近接する区域」については上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

昼間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
	75 デシベル		70 デシベル

(備考)

- 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - 2 車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

2 指定地域

● 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	1	1		2	2	2	2	2		3	3	3		4				駒ヶ根市が告示

(備考)

- 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 2 表中の1、2、3及び4は、それぞれ第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を表す。
- 3 指定状況は平成26年3月31日現在

● 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める總理府令の地域指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示

(備考)

- 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 2 表中のa、b、及びcは、それぞれa区域、b区域、及びc区域を表す。
- 3 指定状況は平成26年3月31日現在

3 水環境

● 河川等の水質状況

令2年度 市内河川・湖沼水質測定結果

水質測定の各項目ごと、環境基準の値（目標値）に照らし合わせて現状を捉えました。

〔環境基準とは〕

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準としてとして定められた行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っているとするものである。

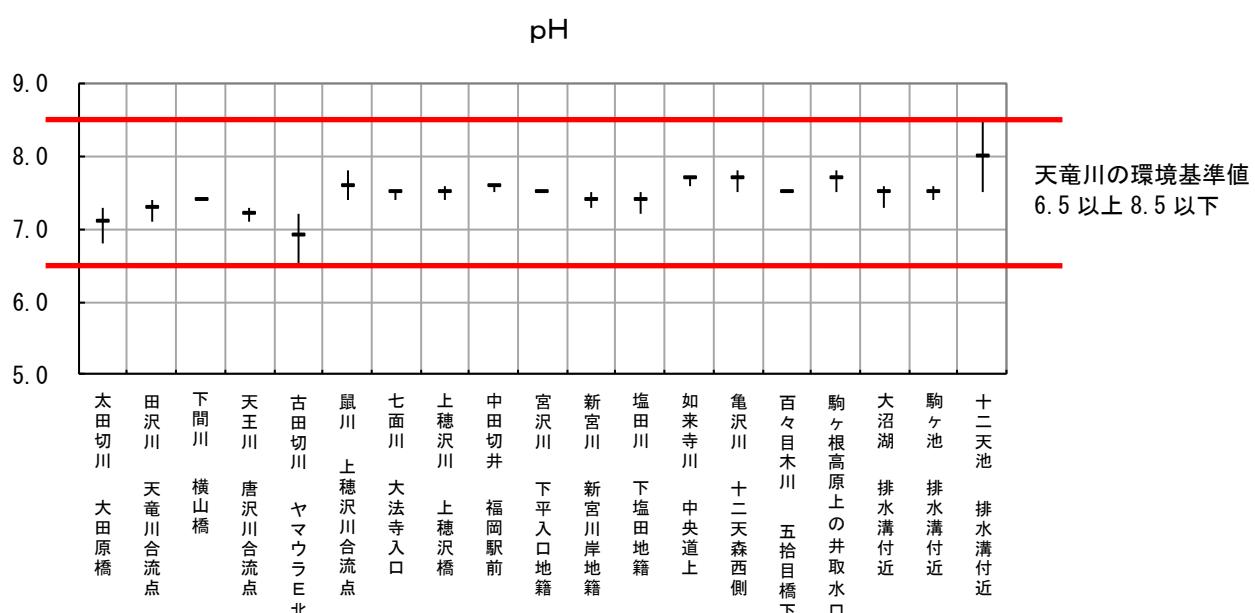
また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとなるないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

(環境省 HP 参照)

- 縦棒の上下は最大値と最小値を示し、一印は平均値を示しています。
- 測定値が 0.5mg/l 未満または 1mg/l 未満の場合は、 0.5mg/l または 1mg/l としています。

pH (水素イオン濃度)

河川の pH は、6.5～8.5 が適正とされており、pH 7 が中性、これより数値が高いとアルカリ性、低いと酸性であることを示します。調査対象河川、湖沼の pH は全ての箇所で適正值の範囲内であり、生物の生息等にも適した状態と言えます。

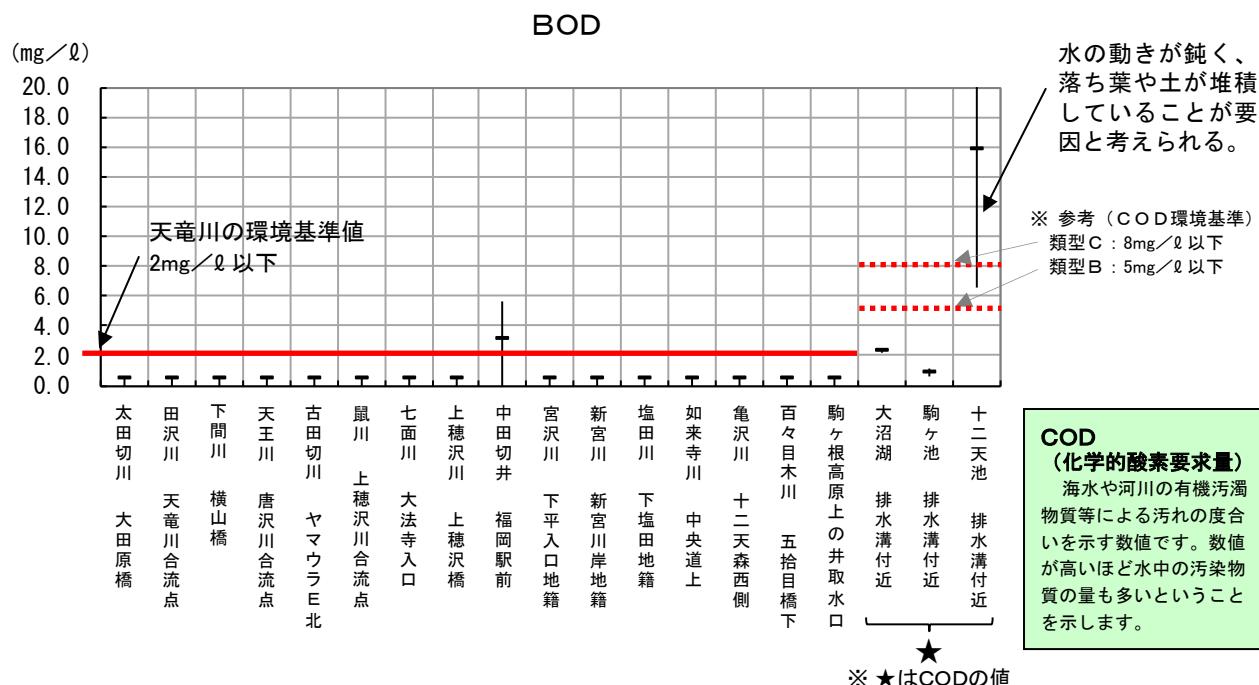


BOD (生物化学的酸素要求量)

微生物が水中の有機物等を分解するために必要とする酸素の量です。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、一般的にはこの数値が大きいほど川が汚れていることになります。

調査対象河川は、全て年平均2mg/l以下となっています。また、その多くが年平均1mg/l未満を示しており、この数値は人の手が入っていないきれいな河川と同等の水質だと言えます。

【参考】BODの年平均値 天竜川 伊那市中央橋付近 1.5 吉瀬ダム上流付近 1.2 ※ R02 長野県調

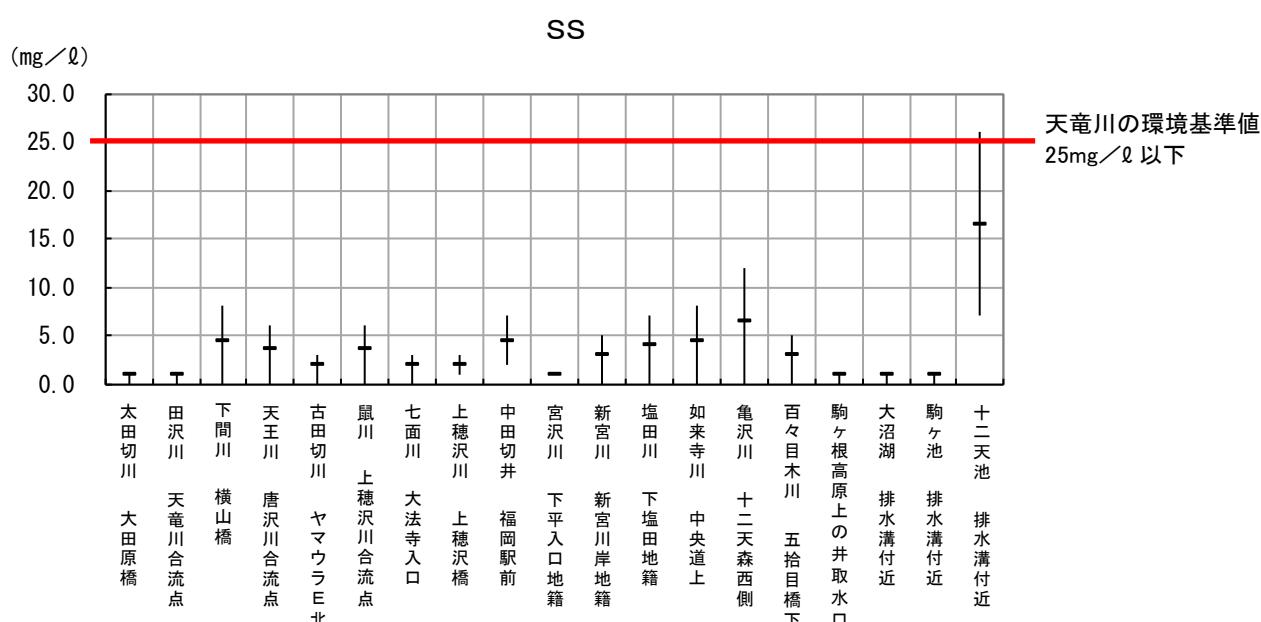


SS (浮遊物質量)

粒径2mm以下で、水中を漂っている物質の量で、土や石の微粒子・プランクトンやその死骸、下水・工場排水などに含まれる沈殿物などです。これが多いと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。

調査対象河川、湖は、十二天池排水溝付近を除き年平均10mg/l未満であり、河川の環境基準の目標値25mg/l以下、湖の目標値15mg/l以下を達成しています。

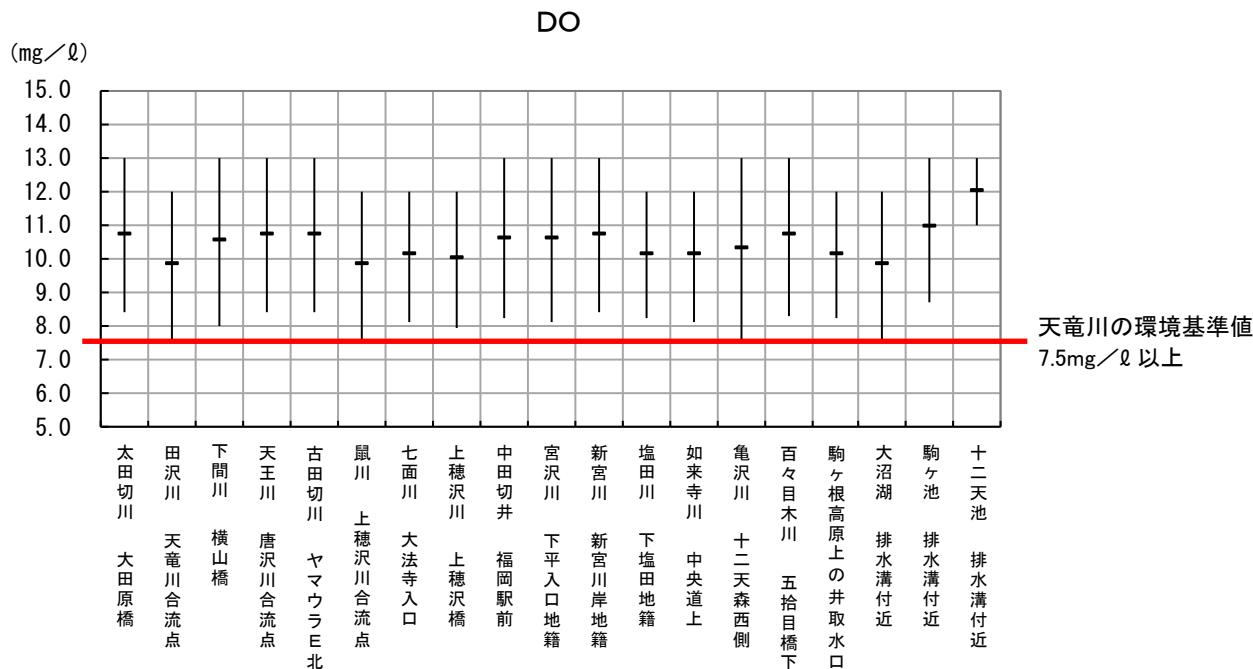
【参考】SSの年平均値 天竜川 伊那市中央橋付近 13 吉瀬ダム上流付近 20 ※ R02 長野県調査



DO (溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量です。水中の酸素が少なくなると数値が低下し、 3 mg/l 以下になると悪臭が発生したり、魚介類等の生物が窒息死したりします。

調査対象河川、湖沼は全て年平均 9 mg/l 以上で、生物の生息に十分な酸素が含まれていると言えます。



生活環境の保全に関する項目の測定地点別環境基準達成状況（令和2年度）

測定地点名	pH			BOD(mg/l)			SS(mg/l)			DO(mg/l)			
	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	
天竜川水系 4河川	太田切川 大田原橋	6.8	7.3	7.1	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	$\angle 1$	$\angle 1$	8.4	13.0	10.7
	田沢川 天竜川合流点	7.1	7.4	7.3	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	1.0	$\angle 1$	7.6	12.0	9.8
	下間川 横山橋	7.4	7.4	7.4	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	8.0	4.5	8.0	13.0	10.5
	天王川 唐沢川合流点	7.1	7.3	7.2	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	6.0	3.5	8.4	13.0	10.7
市内主要 河川	古田切川 ヤマウラE北	6.5	7.2	6.9	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	3.0	2.0	8.4	13.0	10.7
	鼠川 上穂沢川合流点	7.4	7.8	7.6	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	6.0	3.5	7.6	12.0	9.8
	七面川 大法寺入口	7.4	7.5	7.5	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 1$	3.0	2.0	8.1	12.0	10.1
	上穂沢川 上穂沢橋	7.4	7.6	7.5	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	1.0	3.0	2.0	7.9	12.0	10.0
	中田切井 福岡駅前	7.5	7.6	7.6	$\angle 0.5$	5.7	3.1	2.0	7.0	4.5	8.2	13.0	10.6
	宮沢川 下平入口地籍	7.5	7.5	7.5	$\angle 0.5$	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	8.1	13.0	10.6
	新宮川 新宮川岸地籍	7.3	7.5	7.4	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	0.5	$\angle 1$	5.0	3.0	8.4	13.0	10.7
	塩田川 下塩田地籍	7.2	7.5	7.4	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	0.5	$\angle 1$	7.0	4.0	8.2	12.0	10.1
	如来寺川 中央道上	7.6	7.7	7.7	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	0.5	$\angle 1$	8.0	4.5	8.1	12.0	10.1
	亀沢川 十二天森西側	7.5	7.8	7.7	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	0.5	$\angle 1$	12.0	6.5	7.5	13.0	10.3
	百々目木川 五拾目橋下	7.5	7.5	7.5	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	0.5	$\angle 1$	5.0	3.0	8.3	13.0	10.7
	駒ヶ根高原上の井取水口	7.5	7.8	7.7	$\angle 0.5$	$\angle 0.5$	0.5	$\angle 1$	$\angle 1$	$\angle 1$	8.2	12.0	10.1
市内主要 湖沼	大沼湖 排水溝付近	7.3	7.6	7.5	2.2	2.4	2.3	$\angle 1$	1.0	1.0	7.5	12.0	9.8
	駒ヶ池 排水溝付近	7.4	7.6	7.5	0.6	1.1	0.9	$\angle 1$	$\angle 1$	1.0	8.7	13.0	10.9
	十二天池 排水溝付近	7.5	8.5	8.0	6.6	25.0	15.8	7.0	26.0	16.5	11.0	13.0	12.0
参考 環境基準 (A類型 天竜川)	6.5以上8.5以下			2mg/l以下			25mg/l以下			7.5mg/l以上			

※ 注1：年2回の測定結果である。

注2：測定値が 0.5 mg/l 未満または 1 mg/l 未満の場合は、 0.5 mg/l または 1 mg/l として平均値の計算をしている。

注3：市内主要湖沼のBOD欄はCODの測定値である。

注4：参考として天竜川（三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）の環境基準値を掲載した。下線はその基準値を超過した数値である。（湖沼については、類型Bを適用し、COD： 5 mg/l 以下、SS： 15 mg/l 以下、DO： 5 mg/l 以上が環境基準値となる。）

参考 令和2年度県調査結果

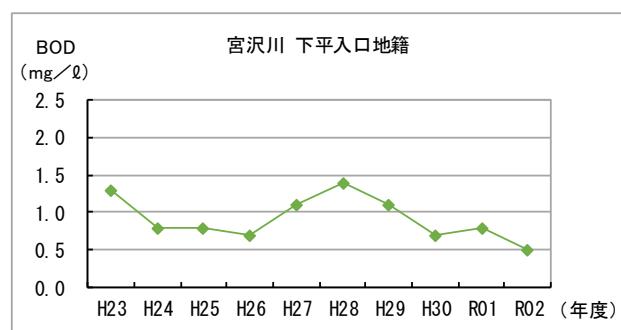
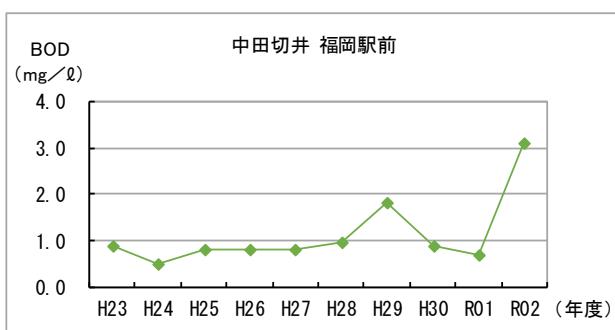
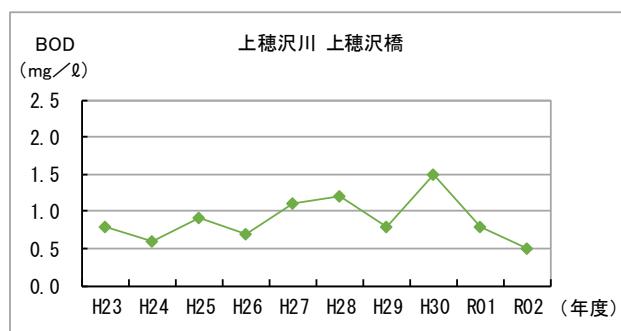
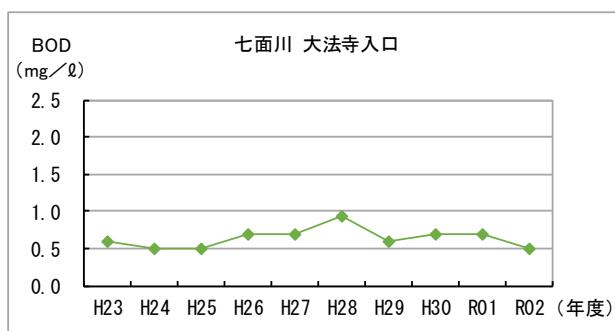
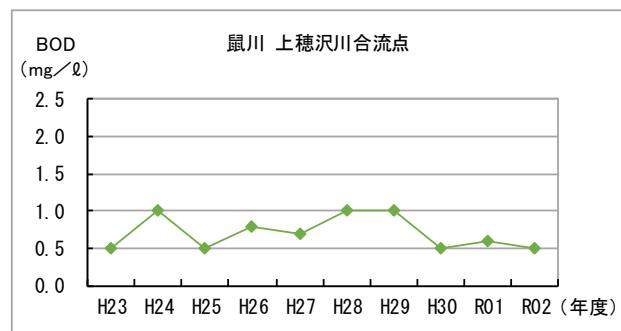
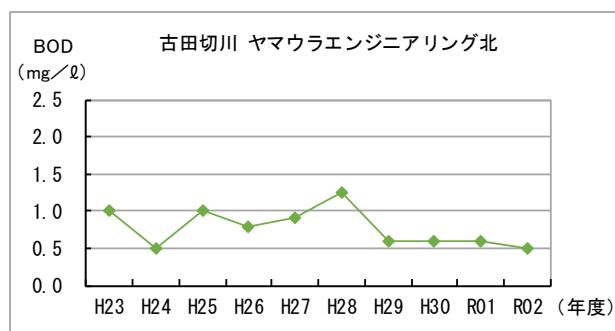
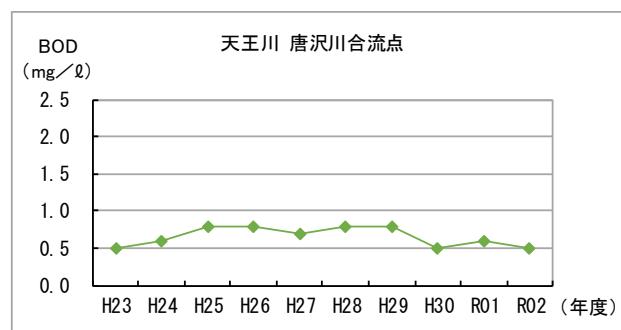
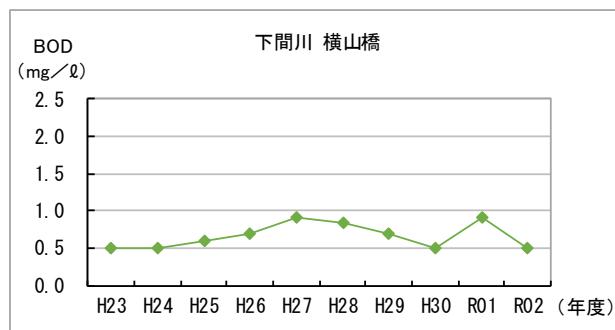
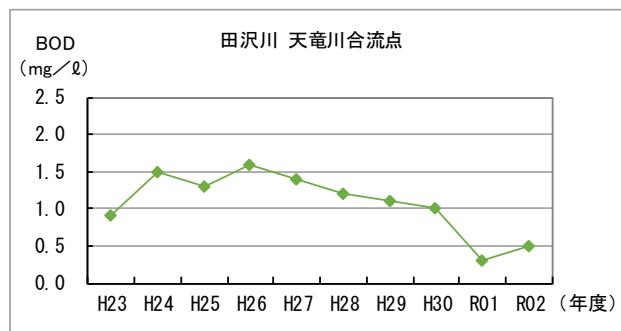
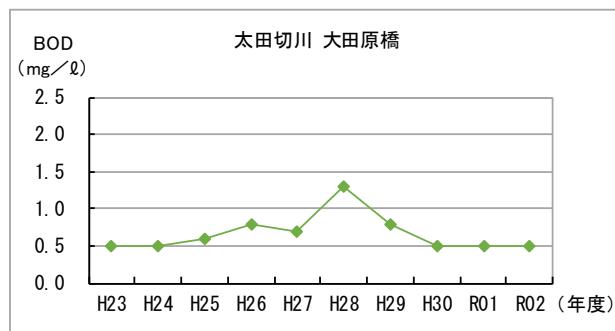
測定地点名	pH			BOD(mg/l)			SS(mg/l)			DO(mg/l)		
	最小値	最大値	/	75%値	年平均値	/	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値
天竜川 吉瀬ダム上 (A類型)	7.6	8.2	/	1.4	1.2	/	2.0	7.2	20	8.2	12.0	10.0

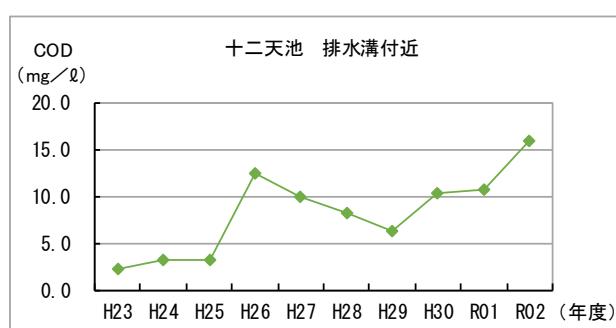
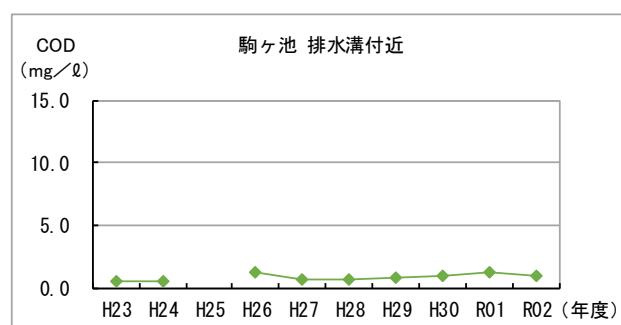
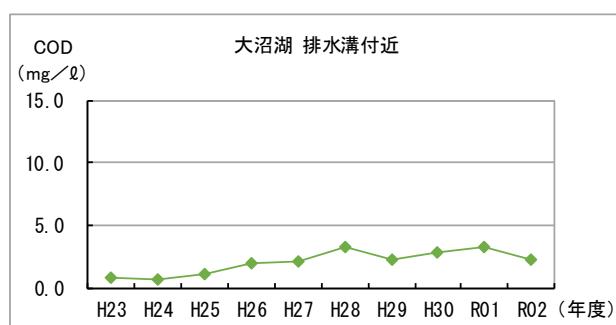
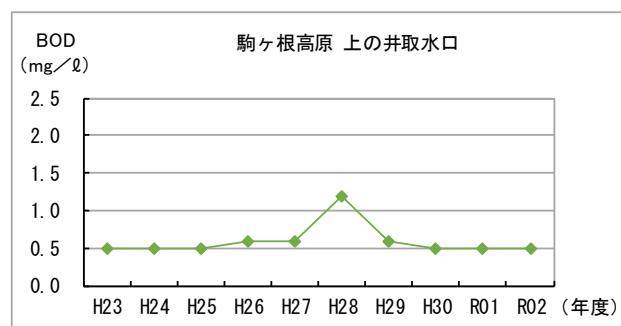
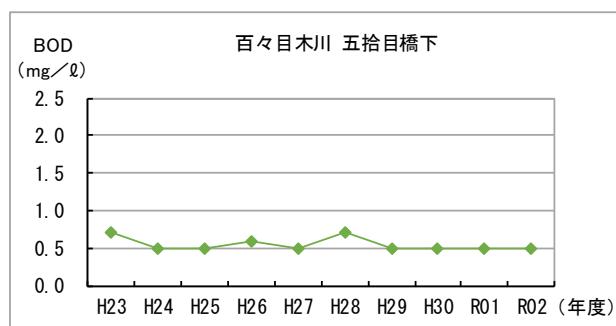
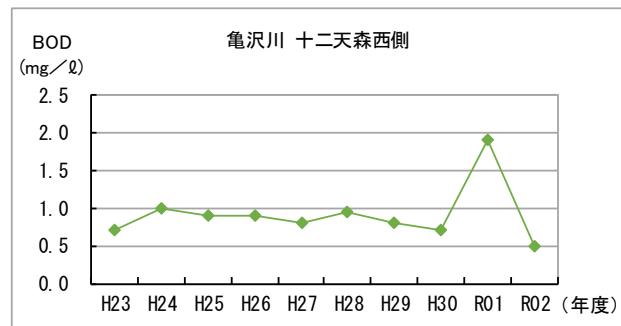
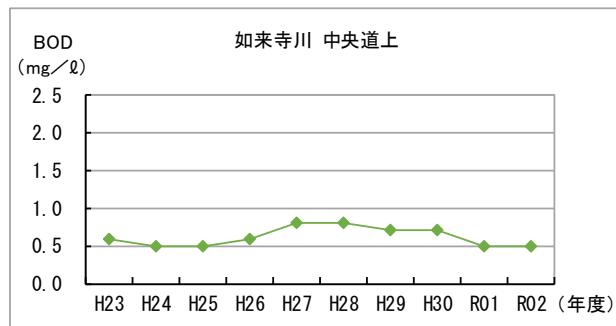
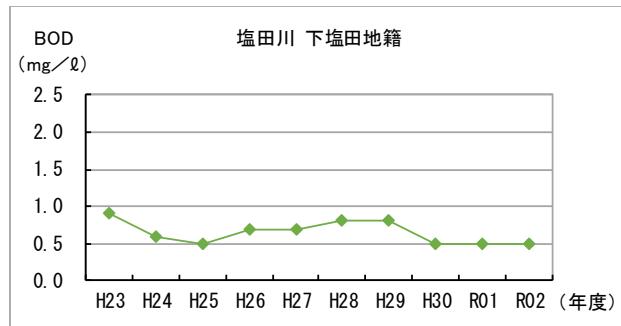
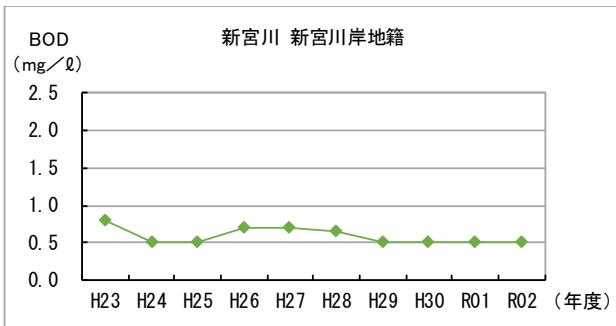
市内水質検査測定地点のBOD（生物化学的酸素要求量）の推移

注1 年2回又は4回測定の年間平均値である。

注2 測定値が $0.5\text{mg}/\ell$ 未満の場合は、 $0.5\text{mg}/\ell$ として平均値を算出している。

※ 十二天池 排水溝付近以外は、天竜川の環境基準値である $2.0\text{mg}/\ell$ 以内である。





※ H25年度については湖床工事のためデータなし

資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号)

1 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的酸 素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下	別 に 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び Eの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		省略					

2 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	化学的酸素 要求量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下	別 に 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び Cの 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		省略					

4 自然環境

● 土地利用状況

地目別土地面積の推移

(単位 : km²)

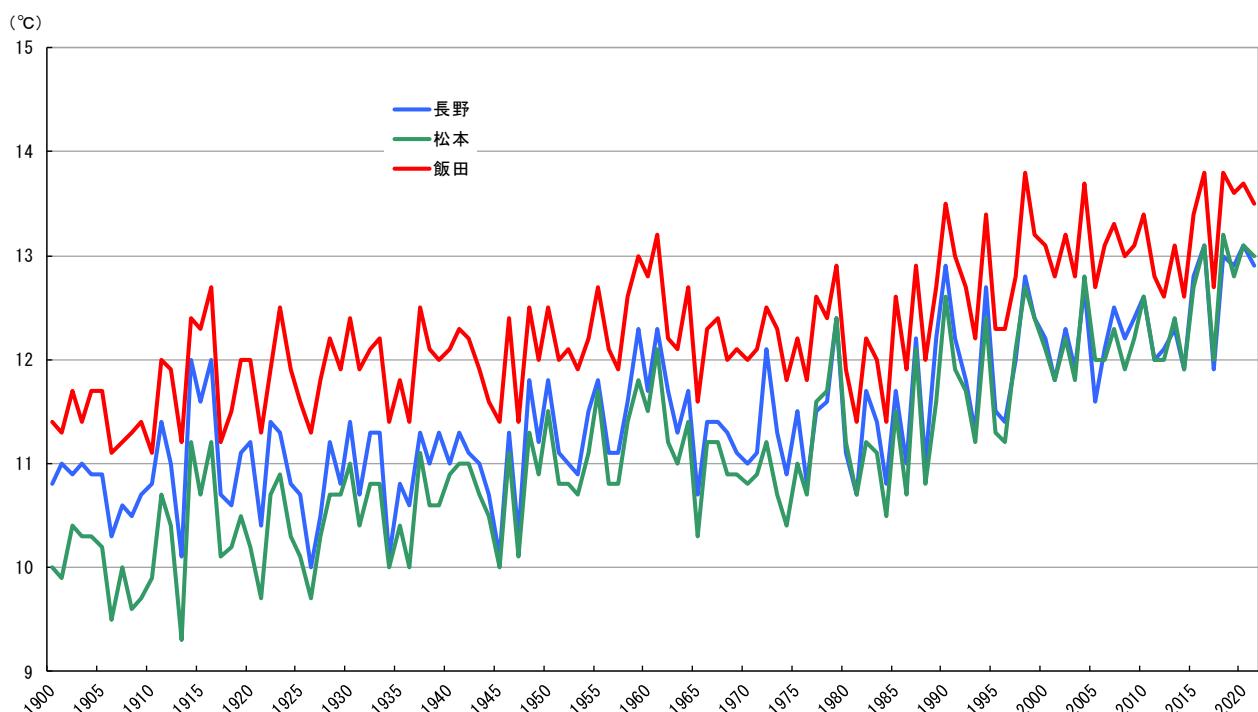
年度	総面積	計	課税対象地						非課税地
			田	畠	住宅	山林	原野	その他	
昭和45.1.1	163.53	61.28	18.62	8.00	2.66	19.67	12.13	0.20	102.25
50.1.1	163.53	56.06	18.24	6.98	3.59	16.18	10.83	0.24	107.47
55.1.1	163.53	55.97	18.08	6.41	4.08	16.05	10.74	0.61	107.56
60.1.1	163.53	56.89	18.06	5.92	4.88	18.10	9.02	0.91	106.64
平成2.1.1	165.92	56.75	18.01	5.51	5.43	17.74	8.70	1.36	109.17
7.1.1	165.92	56.42	17.62	4.81	6.31	17.42	8.64	1.62	109.50
12.1.1	165.92	56.26	17.08	4.25	7.14	17.58	8.67	1.54	109.66
17.1.1	165.92	55.65	16.53	3.95	7.55	17.09	8.67	1.86	110.27
18.1.1	165.92	55.04	16.32	3.99	7.59	16.65	8.64	1.85	110.88
19.1.1	165.92	55.05	16.25	3.96	7.69	16.63	8.66	1.86	110.87
20.1.1	165.92	55.07	16.14	3.93	7.83	16.64	8.68	1.85	110.85
21.1.1	165.92	55.11	16.09	3.92	7.90	16.63	8.73	1.84	110.81
22.1.1	165.92	55.13	16.07	3.91	7.97	16.62	8.73	1.83	110.79
23.1.1	165.92	55.15	16.04	3.91	8.01	16.62	8.73	1.84	110.77
24.1.1	165.92	55.07	16.01	3.91	8.03	16.58	8.70	1.84	110.85
25.1.1	165.92	55.08	15.97	3.90	8.08	16.59	8.69	1.85	110.84
26.1.1	165.92	55.00	15.96	3.88	8.12	16.54	8.65	1.85	110.92
27.1.1	165.86	55.00	15.93	3.87	8.14	16.53	8.65	1.88	110.86
28.1.1	165.86	55.00	15.88	3.82	8.15	16.63	8.60	1.92	110.86
29.1.1	165.86	54.88	15.83	3.79	8.19	16.61	8.51	1.95	110.98
30.1.1	165.86	54.69	15.74	3.72	8.20	16.58	8.20	2.25	111.17
31.1.1	165.86	54.50	15.73	3.70	8.25	16.40	8.42	2.00	111.36
令和2.1.1	165.86	54.14	15.67	3.66	8.31	16.04	8.39	2.07	111.72
3.1.1	165.86	53.81	15.63	3.64	8.52	15.75	8.38	1.89	112.05

(注) 市の総面積 : 平成26年10月1日変更
宮田村との境界一部未定

資料 : 駒ヶ根市税務課 (概要調書)

● 気象状況

県内各地の平均気温の推移



● 長野県内の酸性雨の状況

酸性雨調査結果（令和2年度）

(pH値)

調査地點		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上田市	上田合同庁舎（上田市材木町1-2-6）	5.97	5.04	5.21	5.44	4.70	5.29	欠測	6.17	5.59	5.08	6.07	5.65
飯田市	飯田合同庁舎（飯田市追手町2-678）	5.71	5.09	5.56	5.00	5.04	5.18	5.48	4.80	5.08	5.24	5.38	5.31
松本市	松本合同庁舎（松本市島立1020）	5.78	6.54	6.17	6.05	5.78	6.17	5.50	6.52	5.61	6.09	6.22	6.27
長野市	環境保全研究所（長野市安茂里米村1978）	5.44	5.36	5.50	5.42	4.66	5.01	5.22	5.65	5.10	5.12	5.20	5.83

※ pH5.6以下を酸性雨という。

資料：長野県水大気環境課

IV 環境指標の評価（目標達成進捗状況）

● 第3次環境基本計画の数値目標

基本方針	具体的施策	指標	現状値（進捗状況）												目標値		
			H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)		
I	(1)	ごみ総排出量	8,573 t	8,014 t	7,827 t	7,760 t	7,607 t	7,668 t	7,640 t	7,551 t	7,388 t	7,363 t	7,695 t	7,422 t	7,236 t	7,162 t (2020年)	
		家庭系ごみ排出量	6,039 t	5,849 t	5,670 t	5,596 t	5,474 t	5,440 t	5,518 t	5,400 t	5,206 t	5,115 t	5,115 t	5,074 t	5,091 t	5,194 t (2020年)	
		家庭系一人一日あたりの資源物・ごみ排出量	469 g	460 g	448 g	444 g	440 g	441 g	450 g	443 g	429 g	424 g	426 g	424 g	429 g	444 g (2020年)	
	(2)	事業系ごみ排出量	2,534 t	2,165 t	2,157 t	2,164 t	2,133 t	2,228 t	2,122 t	2,151 t	2,182 t	2,248 t	2,580 t	2,348 t	2,145 t	1,968 t (2020年)	
		家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,118件	1,142件	1,155件	1,175件	1,189件	1,250件	1,283件	1,316件	1,346件	1,367件	1,384件	1,406件	1,431件	1,600件	
		家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,550件	1,576件	1,601件	1,623件	1,642件	1,772件	1,877件	1,944件	1,972件	2,001件	2,053件	2,091件	2,112件	2,270件	
	(3)	マイバッグ持参率	45.80%	46.80%	51.80%	56.80%	54.62%	60.48%	56.80%	61.90%	63.80%	—	—	—	88.50%	80.00%	
		不法投棄件数	118件	69件	23件	18件	10件	9件	8件	7件	9件	3件	12件	22件	19件	0件	
		公害苦情受付件数	187件	113件	51件	15件	21件	35件	17件	22件	26件	19件	32件	56件	74件	10件	
		水洗化率（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽）	80.5%	81.2%	82.6%	85.2%	85.8%	87.6%	88.0%	88.4%	89.3%	90.1%	90.8%	91.3%	91.4%	95%	
II	(1)	十二天池排水溝付近のC O D年平均値														5.0mg/L以下	
		再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備設容量）														20.1%	20.0%
	(2)	太陽光発電設備規模（累積）(FIT認定による設置容量)														34.0MW	35MW
		小水力発電施設の設置箇所数（累積）														4カ所	5カ所
	(3)	家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	4台	4台	5台	8台	9台	17台	20台	22台	24台	24台	29台	30台	32台	50台	
III	(1)	外来植物の駆除活動件数（累積）	10件	25件	35件	45件	78件	112件	131件	151件	182件	210件	244件	278件	309件	400件	
		えがおポイント（エコ事業）数（年間）(H26.12以降 えがおポイントへ移行)	0 (未実施)	9事業	17事業	13事業	6事業	16事業	12事業	16事業	15事業	16事業	14事業	13事業	9事業	25事業	
		子どもたちが行う環境活動数（累積）	42件	61件	81件	101件	116件	148件	184件	232件	279件	328件	382件	436件	483件	600件	
	(2)	親子で親しむ環境教室の開催（累積）	0回	0回	0回	5回	10回	14回	18回	22回	26回	30回	33回	36回	44回	50回	
		条例適合基準を超える自己敷地内建植看板の件数													10件 (2023年)	0件	
		森林整備面積（年間）													84.7ha	44.7ha	40.5ha
		倒壊の危険がある空き家の件数													5件	4件	3件
	(3)	鳥獣被害額（年間）													467.9万円	357.6万円	475.0万円

* ブルーの網掛け（）がしてある目標値は、過去からの累積数値を示す。

● 第2次環境基本計画から引き続いて進捗状況・数値を確認していく目標値一覧

長期目標	目標項目	現状値（進捗状況）												目標値	
		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	
I-(1)	1 環境に配慮したイベントの実施数（累積）	4件	5件	6件	8件	10件	12件	15件	18件	21件	23件	25件	27件	28件	100件
	2 家庭系分別資源化率	31.62%	31.92%	31.37%	30.06%	29.39%	28.24%	27.22%	26.15%	25.29%	23.46%	22.24%	20.40%	19.93%	-
	3 生ごみ資源化世帯率（事業見直しを検討するが数値は把握）	27.37%	29.36%	29.53%	29.29%	29.39%	30.45%	31.15%	31.55%	30.85%	30.84%	31.01%	15.09%	15.06%	-
	4 市役所本庁のごみ排出量（可燃ごみ△75%、その他△5%）	25.2t	20.8t	22.8t	20.0t	22.6t	19.2t	22.0t	21.8t	22.2t	22.6t	26.7t	22.4t	18.9t	20.0t
I-(2)	1 清掃活動実施者・団体数		29団体	31団体	60団体	67団体	78団体	76団体	66団体	78団体	81団体	83団体	87団体	78団体	100団体
I-(3)	1 市民一人あたりの水道使用量	年106m ³	年105m ³	年105m ³	年104m ³	年104m ³	年103m ³	年101m ³	年102m ³	年117m ³	年104m ³	年105m ³	年104m ³	年109m ³	年99m ³
	2 雨水の有効利用（公共施設分）（累積）	2施設	2施設	2施設	2施設	3施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	10施設
	3 家庭井戸水水質検査数	125件	167件	144件	164件	117件	135件	150件	110件	111件	85件	89件	89件	87件	160件/年
	4 ため池・湧水の環境整備（累積）	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	新規4箇所
	5 河川清掃の年回数（一斉清掃以外に地域・愛護会など）	24回／年	31回／年	53回／年	64回／年	67回／年	72回／年	76回／年	78回／年	78回／年	89回／年	71回／年	74回／年	61回／年	500回／年
	6 透水性舗装（歩道・車道）の整備（国県施工を含む。）（累積）	3箇所	4箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	11箇所	13箇所	16箇所	19箇所	10箇所
II-(1)	1 環境家計簿モニタ一世帯（うちエコ診断等）（累積）	17世帯	25世帯	28世帯	33世帯	500世帯									
	2 省エネ事例集の作成・追加（省エネ事例等のPR）	年0回	年0回	年0回	年0回	年1回									
	3 自転車の通行に配慮した道路等の整備（累積）	0km	0km	0km	0km	新規延長5km									
	4 民間も含めた自転車の貸出し拠点などの整備（累積）	0箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所									
	5 ノーマイカー通勤等参加事業所	/	2事業所	2事業所	3事業所	2事業所	2事業所	2事業所	1事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	40事業所
	6 環境マネジメントシステムの取組事業所（累積）(ISO14001、エコアクション21など)	29事業所	29事業所	29事業所	31事業所	31事業所	32事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	50事業所
	7 環境に配慮した事業者のネットワーク参加事業所（累積）	13事業所	13事業所	13事業所	13事業所	13事業所	13事業所	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	100事業所
	8 環境配慮実践事業者の誘致数（累積）	2事業所	2事業所	2事業所	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所	5事業所						
II-(2)	1 太陽光発電システム設置世帯(FIT 10kW以下件数（累計）)	226世帯	260世帯	392世帯	573世帯	768世帯	923世帯	1,066世帯	1,260世帯	1,348世帯	1,413世帯	1,491世帯	1,538世帯	1,593世帯	2,200世帯
III-(1)	1 自然保護地区等の指定数（累積）	0地区	0地区	0地区	0地区	3地区									
	2 保護群落等の指定数（累積）	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	10箇所									
	3 動植物の生態系調査（必要が生じた場合に実施）	0回	0回	0回	0回	必要が生じた場合に実施									
	4 ゲンジボタルの生息地（累積）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	4箇所									
	5 自然観察会回数（累積）	10	13	16	19	22	25	28	34	38	47	56	64	69	累積40回
	6 市民が行う里山などの保全活動（累積）	10	14	15	17	19	20	22	22	24	26	29	31	33	累積200件
	7 学校給食の地産地消割合（地産＝伊那園域・カロリーベース）	49.40%	品目38.1% 重量46.8%	品目46.6% 重量61.1%	品目43.3% 重量54.2%	品目45.6% 重量55.8%	品目45.4% 重量55.7%	品目45.7% 重量55.6%	品目46.1% 重量56.0%	品目32.3% 重量43.6%	品目46.5% 赤堀川42.9% 黒来41.2%	重量43.6%	重量44.9%	重量43.3%	50%
	8 市民農園数・面積	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	現状維持									
	9 環境活動助成制度の実施（累積）（沿道水辺緑化事業、清いのまちづくり事業を含む。）	38件	42件	50件	60件	67件	74件	82件	86件	89件	92件	96件	96件	96件	累積300件

	10 えがおポイント獲得者数	0人 (未実施)	983人	5,302人	8,402人	10,769人	12,450人	13,981人	15,826人	17,477人	18,950人	19,907人	20,608人	21,076人	40,000人
III-(1)	11 自治会などのコミュニティ単位で実施する特色ある環境活動・イベントの開催件数（累積）			1	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4	20件
	12 学校・保育園への環境サポート等の出前環境講座	0回／年	0回／年	14回／年	9回／年	7回／年	7回／年	2回／年	2回／年	0回／年	0回／年	0回／年	0回／年	0回／年	10回／年
III-(2)	1 景観育成住民協定地区数（累計）	8地区	8地区	8地区	9地区	9地区	9地区	9地区	9地区	8地区	8地区	8地区	8地区	8地区	10地区
III-(3)	1 市職員環境研修会の開催数（累積）	1回	1回	1回	1回	1回	1回	2回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	10回
	2 大気汚染	36件	13件	19件	7件	6件	12件	5件	8件	12件	12件	13件	22件	24件	8件
	3 水質汚濁・土壤汚染	15件	28件	4件	2件	4件	7件	3件	4件	2件	2件	5件	8件	18件	1件
	4 騒音・振動	7件	3件	1件	0件	0件	4件	1件	2件	3件	1件	0件	2件	6件	2件
	5 惡臭・その他	6件	0件	2件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	1件	1件	24件	27件	0件
	6 災害に強い樹種で整備した防災緑地など（累積）	0箇所	0箇所	2箇所	2箇所	3箇所	5箇所								
	7 環境講座への参加者（累積）	40人	200人	265人	1,846人	2,161人	2,487人	2,857人	3,274人	3,625人	3,968人	4,237人	4,487人	4,487人	4,000人
	8 市民環境情報広場（ぱとな）の利用者	/	/	5,411人	6,489人	6,381人	8,205人	8,944人	8,594人	9,270人	11,623人	10,889人	9,718人	6,486人	10,000人
	9 環境施設の見学会の回数（累積）	6回	7回	8回	9回	10回	11回	14回	17回	20回	22回	25回	27回	27回	40回
	10 環境施設の見学会への参加者（除く学校）（累積）	136人	169人	202人	235人	268人	301人	341人	376人	420人	447人	477人	502人	502人	1,000人

※ ブルーの網掛け（）がしてある目標値は、過去からの累積数値を示す。

V 駒ヶ根市環境保全条例

駒ヶ根市環境保全条例

平成8年3月21日
条例第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例（平成7年条例第1号）の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) 地下水 地表面より下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。

(環境保全の基本理念)

第3条 環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。
- 4 自然環境及び水資源の保全は、住民の平穡で安心な生活環境を支えるだけでなく、市の産業を支える重要な資源として、市の発展及び産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品及び地下水等資源の品質に対する社会的評価の維持及び増進並びに水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすとともに、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(燃焼不適物等の燃焼の禁止)

第7条 何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(投棄等の禁止)

第8条 何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。

(埋め立て及び焼却の抑制)

第9条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第10条 何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(地下水の保全)

第10条の2 何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全及びかん養並びに適正な利活用に努めなければならない。

(土壤等の汚染防止)

第11条 何人も、土壤汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

2 何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。

(大気の汚染防止)

第12条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(森林の保全と緑化)

第13条 何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(自然の保護)

第14条 何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。

(環境保全の意識の高揚)

第15条 何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第16条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第3章 自然保護地区

(自然保護地区の指定)

第17条 市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができます。

2 市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

3 市長は、第1項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(行為の制限等)

第18条 自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。

2 何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。

第4章 環境基準

(環境基準)

第19条 市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、水質等の環境基準（以下「環境基準」という。）を規則で定めることができる。

(環境基準の遵守)

第20条 水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。

第5章 公害防止

(事前協議対象事業に関する事前協議)

第20条の2 事業者は、良好な生活環境を保全するため、市内において別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下「事前協議対象事業」という。）を行おうとするときは、事前に規則で定める図書を添付した協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、市長と協議するものとする。

2 事業者は、前項の規定による事前協議書を提出するときは、市民及び近隣の事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事前協議書を受理したときは、審議会に諮り、次に掲げる事項を勘案して

当該事業実施の同意又は不同意を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。この場合において、当該同意には条件を付すことができる。

- (1) 市民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。
- (2) 水道水源及び農業用水並びに地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。
- (3) 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。
- (4) 自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。
- (6) 市民及び近隣の事業者との協議を経ていること。
- (7) 環境基準に適合しないおそれがないこと。
- (8) その他市長が必要と認める事項

4 事業者は、事前協議の結果を尊重するものとする。

5 事業者は、第1項に規定する事前協議において、第3項の規定に基づく同意を受けるまでは、事前協議対象事業に着手しないものとする。

6 前各項の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

(事業の意見陳述等)

第20条の3 前条の規定に基づき事前協議書を提出した事業者は、市長に関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 市長は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

(事前協議書の公開)

第20条の4 市長は、第20条の2の規定に基づく事前協議書を受理したときは、その事前協議書を同条第3項に基づく通知をするまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 市民は、事前協議書が公開された後、市長に対し関係資料を提出し、意見を述べることができる。

3 事業者は、前項に規定する市民の意見に関する市長からの照会に応じるものとする。

(事業完了の届出)

第20条の5 第20条の2第3項の規定により同意を受けた事業者（以下「同意を受けた事業者」という。）は当該事業に係る施設の整備が完了した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(事業の承継)

第20条の6 同意を受けた事業者から、施設を譲り受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に市長に届け出るものとする。

(改善指導及び助言)

第20条の7 市長は、第20条の5に規定する事業完了の届出がされた施設が規則に定める環境基準に適合しない場合又は第20条の2第3項に規定する事項に適合しない場合は、当該事業者に対し、相当な改善策の実施を求めるものとする。

2 市長は、事前協議対象事業について、規則に定める環境基準又は第20条の2第3項に規定する事項に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。

(近隣での事前協議対象事業に関する事前協議)

第20条の8 第20条の2から前条（第20条の2第5項の規定を除く。）までの規定は、近隣市町村の区域内で実施する事前協議対象事業で、市の区域内において環境保全上の支障を来すおそれがあると認めたものに準用する。この場合において、第20条の2第1項中「市内」とあるのは、「近隣市町村の区域内」と読み替えるものとする。

(事業の届出等)

第21条 他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 公害防止施設の構造又は処理の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(実施の制限)

第22条 前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して7日以内に行わなければならない。

(勧告)

第23条 市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

第24条 市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

第24条の2 市長は、第26条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反したときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

(命令)

第25条 市長は、第24条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(協定等)

第26条 市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。

(苦情の処理等)

第27条 市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

2 市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(助成)

第29条 市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。

(罰則)

第30条 第25条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反した者
- (2) 第22条第1項（第23条第2項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第23条第1項に規定する勧告に従わなかった者
- (4) 第24条第1項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第2項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者
- (5) 第25条第2項の規定による検査を拒み、又は妨げた者
- (6) 第28条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第6章 雜則

(専門委員)

第32条 市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。

(委任)
第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(駒ヶ根市公害防止条例の廃止)

2 駒ヶ根市公害防止条例（昭和46年条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

附 則（平成10年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第20条の2関係）

1 廃棄物（循環型社会形成基本法（平成12年法律第110号）に規定する廃棄物等及び放射性物質に汚染された廃棄物等をいう。）の処理事業（市内で積み替え、又は保管をしない収集運搬に係る事業を除く。）
2 採石業
3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設（成豚50頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの） (2) 牛房施設（成牛10頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの） (3) 養鶏施設（成鶏1,000羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの）
4 飲料水製造業
5 生コンクリート製造業
6 砂利碎石業
7 ゴルフ場
8 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
9 上記以外で市長が審議会に諮り、特に必要と認めたもの

中央アルプスにおけるライチョウ保護増殖計画の状況

2018年（平成30年）8月、中央アルプスで、半世紀前に絶滅したと言われていたライチョウの雌1羽が発見され、翌年から、環境省によるライチョウを保護増殖する試みが開始されました。

1年目は、動物園で飼育されているライチョウの有精卵と入れ替えたが、雛5羽が孵化したもの、その後の調査で全滅したことが確認されました。

2年目は、動物園などで飼育されているつがいから有精卵を移植し、孵化させる試みと、北アルプス乗鞍岳から親子3組を移住させ、中央アルプスに定着させる試みを行いました。乗鞍岳から移住した親子3組は、ケージ保護という、外敵や厳しい気候から守る対策により、無事成長し、雛と親鳥19羽の全てを放鳥しました。それらの多くが冬を越し、中央アルプスで生存していました。

2021年度（令和3年度）には、これらの成鳥が、少なくとも10のつがいとなっていることが確認され、それから多くの雛が孵化しました。そのうちの6家族をケージ保護するなどの対策を行いましたが、8月初めには、保護を実施しなかった家族も合わせ、実に46羽が生存していることが分かっています。これらの雛と親鳥を含めると、64羽が中央アルプスに生存していることになります。

現在、近親交配などを避けるため、2家族11羽を茶臼山動物園、那須どうぶつ王国の2つの動物園に運んで飼育しています。このため、現在中央アルプスで生息しているライチョウは、50羽程度と考えられますが、2018年から2021年までのわずか4年間でここまで増やすことができたのは、まさに奇跡と言えるでしょう。

環境省では、2024年度（令和6年度）までに、100羽となることを目指しています。計画が順調に進めば、この目標を達成する日は、そう遠くないかもしれません。



中央アルプスのライチョウ



ライチョウのケージ保護の様子

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第3次環境基本計画

2022年度（令和3年度）年次報告書（2021年度（令和2年度）事業報告）

2022年（令和4年）3月

発行 駒ヶ根市

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1

TEL: 0265-83-2111

URL: <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

編集 駒ヶ根市 民生部 生活環境課

E-mail: kankyo@city.komagane.nagano.jp

